様式 1－表紙

平成 31 年度　認証評価

正眼短期大学
自己点検・評価報告書

令和２年６月

【基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果】
［テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神］
［区分　基準Ⅰ－A－1　建学の精神を確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
(2)　建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
(3)　建学の精神を学内外に表明している。
(4)　建学の精神を学内において共有している。
(5)　建学の精神を定期的に確認している。

＜区分　基準Ⅰ－A－1 の現状＞

初代学長梶浦逸外は昭和 11 年(1936)正眼短期大学の前身である「選佛塾」の設立趣旨に「禅的生活を僧俗が共に送り、お互いに切磋琢磨し合い、共に協力して社会浄化に役に立つ有為な人材を育てる」とあり、昭和 29 年(1954)に設立した「正眼学林」、そして昭和 30 年(1955)開学の「正眼短期大学」の建学の精神「行学一体」の禅的教育による人づくりに受け継がれ、現在の正眼短期大学の教育の理念として継承している。

正眼短期大学の建学の精神は、『学生便覧/シラバス』の中で次のように示している。

> 建学の精神
> 「行学一体」
> 詳しくは「行学一体の禅的教育による人類文化に貢献する有為の人材の育成」
> 　本学が、行学一体をかかげ、それを実行する大学であり、そこに社会有用性があると自負しているのは、本来、大学の目的は真なるもの、またこの世でもっとも善なるものを学問・知識の面から探求し、より高い人間性を養うことで社会に対しては、奉仕的精神をもって不言実行する人材を送り出すことを主眼としている点である。

すなわち、本学の教育は、仏教の禅的精神による「人間教育」の実現を目指している。そして、禅的精神が示す教育理念は、本学の学生一人ひとりが、「学」と「行」の両面から人格形成（主体的自己の確立）を図り、社会に貢献できる人材となることであり、これは本学の建学の精神が、教育理念を明確に示している証である。

学内において建学の精神は、入学式における学長訓示や入学式後のオリエンテーションにおいて教務部から説明し、その後、開講式、三仏忌（釈尊降誕会、成道会、涅槃会)、閉講式において、学長が講話するなどして理解が深まるよう努め、共有化を図っている。公式ホームページや「大学案内」「学生募集要領」などへの記載を積極的に行うことで学内外に表明している。こうした積極的な表明を行うことにより、建学の精神により実践する本学の教育は、広く社会に開かれたものとなっており、教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。

また、１回生時には、「倫理と人間」「人生と哲学」「信仰と生活」など、人間力に関係する一般教養科目を配置し、「仏教学の基礎」「禅学の基礎」において、基本的な仏教理論を学び、「坐禅」「作務」の実践的授業と「提唱・禅語録」などで建学の精神を養っている。

母体となっている正眼寺において二泊三日で行われる「正眼寺大摂心」(正眼寺修行会)は、全学生と教職員が参加して建学の精神「行学一体」を学ぶ機会である。

学生は、毎週一度「学生ミーティング」や「寮生ミーティング」で定期的に建学の精神を確認している。また、教職員全員で行われる「教職員連絡会議（ＦＳＤ会議)」において、定期的に建学の精神の共通理解に心掛けている。また、教務委員会（ＦＤ委員会)・教授会・大学評議会等で建学の精神の内容を確認し合うとともに、日々の業務に反映するよう努めている。

［区分　基準Ⅰ-Ａ-2　高等教育機関として地域・社会に貢献している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

(2)　地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

(3)　教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分　基準Ⅰ-Ａ-2 の現状＞

本学における地域社会に向けた公開講座は、学長と各界の有名講師による両人の講演や、学長の講演の前に地域の音楽家が演奏するなど、さまざまな形式をとりながら、平成 10 年から平成 30 年までの 20 年間にわたって行っている。平成 31(令和元)年度は、テーマは「回天の力」であり、学長と有名講師や特任教授二人の講座を各地[本学（年６回)、岐阜市（年２回)、名古屋市（年４回)、東京都（年２回）]で 14 回開催した。

また、地域社会に向けた正課授業の開放は、科目等履修制度や聴講生制度としては行っていない。正規学生としてのリカレント教育（学び直し）への取組として、本学では、平成 14 年度の秋学期入試開始時から長期履修制度を導入した。この制度は、授業履修にあたり、自分流の時間割（１週間のうち１～２日通学する。または午前中の授業のみ通学するなど）を作ることができるので、高齢者世代や働く社会人には好評であり、現在では修業年限を最大５年までとしている。

平成 24 年 11 月には臨済宗妙心寺派宗務本所宗門活性化推進局からの『第二の人生は僧侶になって世の為・人の為に活動しませんか』のキャンペーンを受けた教育機関として、本学はシニア世代僧侶育成プログラム（前堂職〈７等教師資格〉の僧侶の養成）を公表した。テーマは、『シニア世代の禅僧への第一歩は、正眼短期大学から始めませんか』という学び直し制度は、マスコミにも取り上げられて、その反響は大きかった。また、平成 28 年４月には、僧堂掛搭（専門道場での修行）のない首座コース（首座職〈８等教師資格〉の僧侶の養成）を設けた。

本学の授業を履修し、寮生活を体験しながら、禅僧として必要な基礎知識を学び、第二の人生は僧侶として社会活動に貢献する人、また汎用的な教養科目と専門科目を学ぶ生涯学習として、生きる「自信」と「勇気」の智慧に出会う人、また本当の自分に出会い、第二の人生をおおらかに生きる姿勢を学ぶ人といった仏教のリカレント教育でもある。

平成 19 年度に「美濃加茂市と正眼短期大学との地域連携協力に関する協定書」を締結して以来、建学の精神に基づいて本学を地域社会に開放し、高齢社会における地域住民の役割や社会への貢献を促す仏教講座は広く賛同され、地域との一層の交流を深めている。

美濃加茂市の第五次総合計画審議会には、経済界、農協組合、市民連合会、ＰＴＡ連合会などの代表委員に混じり本学の教員も参加し、本学も町づくり計画授業に参加している。市のテーマとなった「まんまる」は、仏教精神である調和を意図したシンボルが採用された。

教職員及び学生の地域・社会への貢献は、社会福祉協議会等の団体と連携し、「仏教福祉」の授業を通して行っている。平成 31（令和元）年度は、本学へ母子家庭の母と子を招いて本学学生が家族と対話をした後、学生が作った食事をいっしょに摂り、最後にいっしょに坐禅を体験してもらう子育て相談支援、地域の人びとの共生の目的で富加町ふれあいステージや同町の町民まつりでの設営や片付けボランティア、美濃加茂市社会福祉協議会子ども支援教室での学生による坐禅補助と食事提供、「筆禅道」担当教員と学生による篆刻指導および補助、１市７町村（美濃加茂市・坂祝町・富加町・川辺町・七宗町・八百津町・白川町・東白川村）が主催する「環境フェア」へ参加してテントを設営し、「和の養生学」担当教員と学生による鍼灸（すり鉢灸・皿灸）の体験や効能の紹介を行った。毎年本学では、七夕とクリスマスにはブラジルの子どもたちを招き、ゲームや歌の交換、サッカーやドッチボールをして交流活動をしている。

また、美濃加茂市内にあるあじさい看護福祉専門学校と本学は姉妹校提携を行っていることから、同校の新入生対象の「立志の会」が、毎年本学と正眼寺で行われる。本学の学生も一緒に参加して坐禅と学長の講話を受けながら、学生同士の交流活動を行っている。その主旨は、仏教の精神が社会福祉に繋がることや、人に優しく看護（ケア）する心が社会貢献にひろがるといった両学の建学の精神の確認である。

＜テーマ　基準Ｉ－Ａ 建学の精神の課題＞

建学の精神である「行学一体」は、禅的精神であり、授業時間内で修得させることは困難である。また、社会人、僧侶希望者、寺院子弟、留学生等、世代も学歴もさまざまな学生に対し、その精神を理解させることが難しい。

これまで建学の精神の理念や教育目標を学位授与の方針（ＤＰ）に反映することはできたが、建学の精神を具現化する方策を構築しなければならない。

「仏教福祉」「坐禅」「作務」「提唱・禅語録」を通して、量的・質的データを収集する必要がある。

＜テーマ　基準Ｉ－Ａ 建学の精神の特記事項＞

本学では、入学式および学位授与式は、建学の精神も基づいて行われている。

入学式では、入学生の代表者が本学におけるこれからの学習や修行における抱負などの宣誓を行い、入学者全員で誓う。在校生による歓迎の辞が在校生代表から述べられる。その後、本学独自の学生護持会（保護者、師匠、社会人学生）の総会が開かれ、本学の建学の精神や特色などを保護者にも説明している。

学位授与式では、建学の精神に則り、行学共に優秀な学生に理事長賞と学長賞を授与している。賞状の文言の中に必ず、「建学の精神に則り」の文言を入れている。その後、在校生と卒業生が向き合い、在校生代表から送辞を、卒業生代表から答辞を述べて、学生と教職員が建学の精神のもと、深く交流した思い出を述べている。

また、入学式と学位授与式の終わりには、建学の精神を盛り込んだ校歌を斉唱している。

［テーマ　基準Ⅰ－B 教育の効果］

［区分　基準Ⅰ－B-1　教育目的・目標を確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。

(2)　学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。

(3)　学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6）

＜区分　基準Ⅰ－B-1 の現状＞

本学の教育目的・教育目標は、建学の精神に基づき、学校教育法第 83 条を踏まえ、禅・人間学科で育成する人材について、『学則』等で次のように規定している。

教育目的

『学則』

第 1 条　　本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、仏教に関する専門の学術を研究し、行学一体の禅的精神によって人格を陶冶し、もって人類文化に貢献する有為の人材を養成することを目的とする。

『寄附行為』

第３条　　この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、人間形成を根幹とする行学一体の教育を施し、社会に有意な人材を育成することを目的とする。

（２・３項略）

教育目標

第一に「『究めること』学の精神…本来自分を探究し見出すことを目指す」

第二に「『人の役に立つ』行の精神…その力をもって建設的に社会に役立つことを目指す」

これらの両面において、学生一人ひとりの個性と自主性を尊重しながら、それぞれに、可能性に向かって一歩一歩、挑戦することを求める。本学の教育目標は、この一人ひとりの主体性、可能性に対する信頼・確信の上に築かれている。

本学の教育目標・教育目的は、『学生便覧/シラバス』、学校案内、ＨＰに掲げ、学内外に表明している。

本学の学生は、卒業して就職する学生はほとんどなく、卒業後も生涯学習を続けるか専門道場に入り修行する者が多い。専門道場へ入る者については、師家（住職）から修行状況をアンケート等で定期的に確認している。

［区分　基準Ⅰ-B-2　学習成果(StuDent LeArning OutComes)を定めている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

(2)　学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

(3)　学習成果を学内外に表明している。

(4)　学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅰ-B-2 の現状＞

本学では、「行学一体」の建学の精神に基づき、教養科目及び専門科目の授業の履修を通して「禅・人間力」（主体的自己の確立）の育成を目指し、所定の単位を履修した者に「短期大学士（禅・人間学）」の学位を授与している。学習成果として、「禅・人間力」の能力を具体的に４項目で示している。建学の精神に基づき、学習目標である学位授与の方針（ＤＰ）は、すなわち学習成果を表しており、学習成果は、明確に示されている。

本学の教育目的は、『学則』第１条「仏教に関する専門の学術を研究し禅的精神によって人格を陶冶し、もって人類文化に貢献する有為な人材を育成する」ことであり、教育目標は、建学の精神を基に、教養科目および専門科目の授業の履修を通して「禅・人間力」（主体的自己の確立）の育成を以下の４項目の学位授与の方針（ＤＰ）として策定した。この４項目の能力の育成が学習成果であると言える。したがって、学習成果は教育目的・目標に基づいている。

学位授与の方針（ＤＰ）

①広い社会的関心と教養を有し、宗教・仏教・禅・歴史・文化について説明でき、禅について専門的知識を習得している。

②宗教・仏教・禅・歴史・文化についての豊かな素養を踏まえつつ、対象を正確に理解し、表現することで、他者との相互理解に努め、組織の中で創造的に活動していくことができる。

③建学の精神（行学一体）を深く理解し、実践し続けるために豊かな人間性と高い倫理・道徳観を備え、協調性をもち社会に貢献できる能力を有している。

④主体的自己を確立することにより、さまざまな問題を分析し解決することができる能力を身につけている。

『学生便覧/シラバス』の「シラバス」の巻頭に４項目の「ディプロマポリシー（ＤＰ）」として明確に表明している。科目ごとに学位授与の方針（ＤＰ）の中から一つ以上を授業で育まれる学習成果として示している。また、ホームページ上においても、学位授与の方針（ＤＰ）として、明確に表明している。

教務委員会において、学科・教育課程の学修成果が本学の建学の精神に合致しているのか､教育目的･目標に適合しているのかを学校教育法の短期大学の規定に照らして点検し、新しい学習成果の構築に向けて協議点検している。

［区分　基準Ⅰ-B-3　卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

(2)　三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。

(3)　三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

(4)　三つの方針を学内外に表明している。

＜区分　基準Ⅰ-B-3 の現状＞

平成 28 年３月 31 日に「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成 28 年文部科学省令第 18 号）が公布され、平成 29 年４月１日に施行された。この改正に合わせて、中央教育審議会大学分科会大学教育部会により「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー)、「教育課程の編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入の方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドラインが出された。本学では、このガイドラインに基づいて点検吟味を行い、「建学の精神」－「教育目的」－「教育目標」－三つの方針（三つのポリシー）をそれぞれ相互に関連付けて一体的な整合性あるものとして定めている。

「建学の精神」「教育目的」「教育目標」に基づいて定められた卒業認定・学位授与の方針（ＤＰ）は、社会で必要とされる人材養成や本学の教育を達成するために必要な学習成果を明確に示している。教育課程の編成・実施の方針（ＣＰ）は、卒業認定・学位授与の方針（ＤＰ）を体系的に達成するために、社会生活を送る上で必要な知識や現代の高齢化社会が求める生きる力をつける科目（教養科目Ａ・Ｂ)、禅的精神を身につける科目（専門科目Ｃ・Ｄ)、宗教・仏教・禅・歴史・文化を総合的に理解する科目（専門科目Ｅ)、禅文化を理解し実践する科目（専門科目Ｆ）を編成して開講している。入学者受け入れの方針（ＡＰ）は、卒業認定・学位授与の方針（ＤＰ）で示した目的を理解して、入学したならば達成できる資質がある者を選抜できるように、三つの方針の一体性・整合性を重視した編成としている。

本学の三つの方針は、教務委員会（ＦＤ委員会）で作成した原案を基にして、教授会、自己点検・評価委員会での審議を経て策定している。

本学禅・人間学科では、卒業認定・学位授与の方針（ＤＰ）に定める教育目標及び学習成果を踏まえた教育課程を編成・実施している。シラバスの執筆には、各科目の到達目標（科目の学習成果）の項目は、卒業認定・学位授与の方針（ＤＰ）との関連性で記載することを求め、授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。さらに教務委員会（ＦＤ委員会）によるシラバスの点検が行われ、教育課程の全授業科目に学習成果が反映しているかを精査する仕組みが確立されている。

「建学の精神」「教育目的」「教育目標」と三つの方針は、教授会、教職員会（ＦＳＤ会議）等のすべての会議ですべての教職員に周知徹底して理解を図っている。また、非常勤講師には、毎年授業開始前の時期に、非常勤講師を含めた研修会を開催し、周知をしている。さらに、学生に対しては、入学時のオリエンテーション時に、「建学の精神」「教育目的」「教育目標」と三つの方針を取り上げ、それに基づいて日々の教育活動が行われていることを説明している。

三つの方針は、公式ホームページに掲載し、その主旨を「学校案内」「学生募集要項」に載せ、オープンキャンパスでは志望者および保護者に対して説明を行っている。

〈テーマ　基準Ｉ−Ｂ　教育の効果の課題〉

近年では寮生よりも通学生や長期履修生の割合が増加する傾向にあり、かつての全寮制による建学の精神に基づく食堂においての食事作法等が、通学生ではなかなか身につけられないという問題がある。その改善策として、通学生にも建学の精神に基づく食堂での食事の参加を促しているが、通学生は履修日や授業の時間帯により参加が区々であり、寮生と比較すると作法の習得に差が出ている。また、学生による運営組織の自治会でも、学内で生活をする寮生主体になっている。通学生には、いかに本学の教育の根幹でもある禅的な作法を習得させるのか、寮生および通学生には、双方の協力による自治会運営やよりよい学生生活を送れる場をいかに提供できるのかが課題である。

平成 29 年４月１日施行にあたり、「建学の精神」「教育目的」「教育目標」に合わせて三つの方針（三つのポリシー）の内容の点検を行い一部改正したが、今後も本学の建学の精神の理念や目標・目的がはっきりと学位授与の方針（ＤＰ）に表れるように点検し、再構築する必要がある。そのためにも、教務委員会で協議し、時代のニーズなどを踏まえたものにする必要があるが、継続協議しており、課題が残されている。

＜テーマ　基準Ｉ−Ｂ 教育の効果の特記事項＞

特になし。

［テーマ　基準Ｉ−Ｃ 内部質保証］

［区分　基準Ｉ−Ｃ−1　自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。

(2)　日常的に自己点検・評価を行っている。

(3)　定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

(4)　自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

(5)　自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。

(6)　自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分　基準Ⅰ－C-1 の現状＞

本学では、自己点検・評価のために、『学則』で以下のように規定している。

第２条　　本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及びその社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。 ２　本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第 40 条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。 ３　前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

これに基づいて、平成７年に「自己点検・評価委員会規程」を定め、学長、副学長、学科長、教務部長、学生部長、事務局長、図書館長、その他学長が指名した者からなる自己点検・評価委員会を組織している。平成 17 年に、第三者評価準備委員会規程を定め、規程を整備した。また、平成 31(令和元)年度には自己点検・評価組織は、学長を長として、その下に建学の精神と教育の効果ＷＧ、教育課程と学生支援ＷＧ、教育資源と財的資源ＷＧ、リーダーシップとガバナンスＷＧを設置して各責任者を置き、ＡＬＯが調整役にあたり、すべての教職員が自己点検活動にたずさわる体制をとり、報告書の作成を行っている。

本学は小規模校であるため、教員と事務職員の綿密な協力体制を取っており、毎週水曜日に教員と事務職員による教職員連絡会議（ＦＳＤ会議）を開き、日常的に自己点検・評価活動を行っている。また、教授会の上部組織として大学評議会を設置し、本学での運営会議を行っている。教授会は教務全般を議事している。大学評議会で議決された内容は、事務局長より事務職員に逐次連絡している。

定期的に『自己点検・評価報告書』等も作成し公表している。

本学の僧侶教育については、本山妙心寺教学部からの意見や評議員会、校友会総会でのＯＢからの意見を聴取し、日常の学生教育に取り入れている。

自己点検・評価活動の成果が、次年度以降の本学における教育研究活動を含むすべての活動の目標や改善に資するように、すべての教職員で取り組む努力を続けている。

［区分　基準Ⅰ－C-2　教育の質を保証している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

(2)　査定の手法を定期的に点検している。

(3)　教育の向上・充実のためのＰＤＣＡサイクルを活用している。

(4)　学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分　基準Ⅰ－C-2 の現状＞

本学では、達成すべき学習成果の評価について、その目的、達成すべき水準および具体的な実施方法等を「アセスメント・ポリシー」として定めている。これは、「教育課程の編

成・実施の方針（ＣＰ）」に即して編成した教育課程を、学生が定められた学習期間で履修したのち、「卒業認定・学位授与の方針（ＤＰ）」で示される各観点について、総合的に身につけることが期待される到達指標に沿った内容としている。そして、学修成果を「機関・教育課程レベル」「授業科目レベル」の各レベルについて、「卒業認定・学位授与の方針（ＤＰ）」、各授業科目の「到達目標」に基づき総合的に評価・検証を行っている。

「アセスメント・ポリシー」については、自己点検・評価委員会において検討・分析・審議を行い、評価・検証のあり方を含めて点検している。

本学では、教育の質の向上・充実のためのＰＤＣＡサイクルを活用している。第一には、学科での自己点検・評価を有効に行い、内部質保証により教育の質を向上させ、授業・学生支援についての教育プログラムを継続的に改善する「学習成果のＰＤＣＡサイクル」、第二には、三つの方針を継続的に改善するＰＤＣＡサイクル（「入学者受け入れの方針（ＡＰ）のＰＤＣＡサイクル」「教育課程の編成・実施の方針（ＣＰ）のＰＤＣＡサイクル」「卒業認定・学位授与の方針（ＤＰ）のＰＤＣＡサイクル」）、第三には、個々の授業を継続的に改善する「授業改善のＰＤＣＡサイクル」である。

学校教育法や短期大学設置基準等の関連法令は、文部科学省の通知文によって確認し、本学の規程に追記や変更等が必要な場合は、教授会・大学評議会で確認、検討して改正するなど速やかに対応している。教育の質の保証に関するものは、まず教務部・学生部で変更等の案を作成し、教務委員会（ＦＤ委員会）を通して、教授会・大学評議会に諮り改正した上で、教職員全員に周知して遵守している。

＜テーマ　基準Ｉ－Ｃ 内部質保証の課題＞

本学では、教育の向上のために学習成果のＰＤＣＡサイクルにより、計画、実行、検証、改善を行っているが、学習成果測定の可能性に関して、量的・質的データ測定の仕組みが不十分である。特に「禅・人間力」（主体的自己の確立）を学習成果としてとらえる時、その査定のあり方について引き続き検討していく。

本学での自己点検・評価活動は、それぞれの点検・評価項目を分担して実施しているため、教職員の中でも関与・理解の度合いに差がある。全教職員が自己点検・評価の意識を業務に反映させ向上できるように、ＦＤ・ＳＤ活動等を通じて今後とも自己点検・評価についての意識、理解を深めていくことが必要である。

＜テーマ　基準Ｉ－Ｃ 内部質保証の特記事項＞

特になし。

【基準Ⅱ　教育課程と学生支援】
［テーマ　基準Ⅱ－Ａ 教育課程］
［区分　基準Ⅱ－Ａ－１　短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
　① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

(2)　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。

(3)　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

(4)　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅱ－Ａ－１の現状＞

本学では、「禅・人間学科」の卒業認定・学位授与の方針（ＤＰ）として「行学一体」の建学の精神に基づき、教養科目および専門科目の授業の履修を通して「禅・人間力」（主体的自己の確立）の育成を目指すことを掲げ、『学則』第 27 条（卒業の要件）、第 28 条（卒業）、第 29 条（学位）および『学位規程』により「短期大学士（禅・人間学）」の学位を授与することを定めている。すなわち、卒業認定・学位授与の方針（ＤＰ）は以下の４つである。

①広い社会的関心と教養を有し、宗教・仏教・禅・歴史・文化について説明でき、禅について専門的知識を習得している。
②宗教・仏教・禅・歴史・文化についての豊かな素養を踏まえつつ、対象を正確に理解し、表現することで、他者との相互理解に努め、組織の中で創造的に活動していくことができる。
③建学の精神（行学一体）を深く理解し、実践し続けるために豊かな人間性と高い倫理・道徳観を備え、協調性をもち社会に貢献できる能力を有している。
④主体的自己を確立することにより、さまざまな問題を分析し解決することができる能力を身につけている。

卒業認定・学位授与の方針（ＤＰ）は、それぞれの学習成果に対応している。カリキュラムに定められた必要単位数を修得することで学位が授与される。宗教・仏教・禅・歴史・文化に関わる教育科目をはじめ語学（日本語）などのリテラシー科目、宗教・仏教・禅に関する専門科目、禅文化専門科目について合計で卒業要件 62 単位を履修する。なおかつ「講義」「演習」「実習」をバランスよく配置し、実践的体験を通じて学ぶようになっている。また、成績評価は、秀・優・良・可・不可の５段階で行い、秀・優・良・可を合格とし単位を認定することを定めている。さらに、短期大学士の学位を授与するにあたり、２回生で「卒業実践研究」（卒業論文あるいは実践レポート）を課し、学習成果の総仕上げとしている。また、卒業後に取得可能な首座職僧侶資格課程（資格認定は妙心寺）については、「首座職僧侶育成課程規程」により、履修科目の一覧および単位数を『学生便覧/シラバス』に掲載し、その要件を明確に示している。学生雲水（シニア世代僧侶育成プログラ

ムを含む）についても、「学生雲水規程」により授業の履修上の特別措置を設け、認定される科目を明確に示している。

卒業認定・学事授与の方針については、『学則』第６章卒業及び学位号の取得等第 29 条第２項においても、具体的に規程を定めると規定している。

卒業認定・学位授与の方針は、新入生には入学式直後に実施するオリエンテーションにおいて、『学生便覧/シラバス』を配布し、その中に掲載された『学則』『学位規程』『ディプロマ・ポリシー』を示し、教務部からその内容の説明を行っている。在校生には、春学期・秋学期のオリエンテーションの時に説明を行っている。また、授業の開始時には各担当者から説明をしている。さらに、学外に対しては、オープンキャンパス参加者へ説明を実施し、入学希望者に対しては公式ホームページや学校案内にも掲載している。

卒業認定･学位授与の方針は、Ｉ－Ｃ－２で述べたように､「学習成果のＰＤＣＡサイクル」の仕組みと「学位授与の方針（ＤＰ）のＰＤＣＡサイクル」によって教育の質の保証を図っているので、社会的（国際的）な通用性を確保している。また、卒業生が国内・国外（アメリカ）の大学に編入する際に、学位（短期大学士）が認められていることからも明らかである。

卒業認定・学位授与の方針については、大学評議会、自己点検・評価委員会において定期的に点検している。また、卒業認定と学位授与の方針は、春学期卒業と秋学期卒業の前月に卒業判定会議を行い、卒業認定については毎回学位授与の方針を確認し、点検をしている。

［区分　基準Ⅱ－Ａ－２　教育課程編成・実施の方針を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

(2)　学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。

② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(3)　学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。

(4)　学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分　基準Ⅱ－Ａ－２の現状＞

「禅・人間学科」では、学位授与の方針（ＤＰ）に対応して教育課程・実施の方針（Ｃ

Ｐ）を以下のように定めている。

①一般教養科目・禅文化科目を設置し、その総合的思想などを含め幅広い知識を身につけるようにする。
②宗教・仏教・禅・歴史・文化を理解するために専門のゼミを開講して、自己を見つめ、自己を理解し、知識・技能などを総合的に活用し、アクティブラーニングを通して問題解決能力を身につけるようにする。
③「提唱・禅語録」「坐禅」「作務」等の科目を設置し、人格を陶冶し、実践力（気力・生活力）を習得できるようにする。
④「仏教福祉」等の社会貢献を通して、協調力、応用力を習得できるようにする。
⑤「禅宗経典」「禅宗法儀」等の科目を設置し、僧侶になるための基礎知識や実践的な作法を段階的に習得できるようにする。
⑥「卒業実践研究」を課し、論文研究と実践記録を並立させることによって、主体的に考え、行動力と創造力を培い、問題を分析し解決能力を身につけることができるようにする。

禅・人間学科では、「カリキュラム」に基づき、卒業に必要な 62 単位を履修した者に対して、短期大学士（禅・人間学）の学位を授与している。教養科目Ａ・Ｂ、専門科目Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆのそれぞれに卒業要件の単位数を明記し、本学の教育課程は卒業認定・学位授与の方針（ＤＰ）に対応している。

教養科目Ａ・Ｂは社会生活を送る上でのさまざまな価値観や考え、現代の高齢社会が求める生きる力を身につける科目であり、Ａは講義、Ｂは演習である。専門科目Ｃは本学における禅的精神を身につける基本となる講義や演習、専門科目Ｄは実習、専門科目Ｅは宗教・仏教・禅・歴史・文化を総合的に理解する講義、専門科目Ｆは禅文化を理解し実践するための実習であり、「講義」「演習」「実習」をバランスよく配置している。教養科目Ａ・Ｂで学習したことを専門科目Ｃ・Ｄ・Ｆで実践的体験を通して深め、さらに少人数の専門講義Ｅを選択し、その専門の学びを深め、「卒業実践研究」（卒業論文あるいは実践レポート）にまとめられるよう分かりやすく体系的に編成している。

成績評価については、短期大学設置基準等により、シラバスに記載されたとおり質の保証ができるように各教員が厳格に行っている。「成績評価基準」を設けて、それによるシラバスの作成および学習評価を行っている。

シラバスにおいて授業科目名、担当教員名、開講基準年次、授業期間、開講曜日、単位数、授業区分、授業コマ数、必修・選択の区別、サブタイトル、ＤＰ（学位授与の方針）、到達目標、授業概要、授業計画・内容（学習成果〈キーワード〉）、授業外学習（予習・復習など）、単位の認定評価方法及び受講上の留意点、テキスト及び参考文献を項目順に配列し、できるだけわかりやすく明示している。授業外学習（予習・復習など）は、学生が事前の準備・授業の受講・事後の展開を通して主体的に学修できるようになっており、「授業計画・内容」についても学生が毎回の授業を具体的に把握できるように「学習成果〈キーワード〉」を付けている。

本学の平成 31 年度の専任教員は７人（教授３人、講師４人）で短期大学設置基準の必要数を満たし、専任教員については、経歴、所属学会などをホームページ上に掲載しており、

短期大学設置基準の教員資格にのっとり、教育課程にふさわしい教員を配置している。非常勤講師は８人（特任教授も含む）についても、同様に教育課程にふさわしい教員を配置している（基準Ⅲ−Ａ−１，２）。

教育課程は、学生への授業評価アンケートの集計結果、授業担当者による自己評価、ゼミ担当教員による学生からの情報収集等をもとに教務委員会で検討し、教授会で見直しを定期的に行っている。また、アンケート結果は、図書館で学生が自由に閲覧することができるようにしている。

［区分　基準Ⅱ−Ａ−３　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　教養教育の内容と実施体制が確立している。

(2)　教養教育と専門教育との関連が明確である。

(3)　教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分　基準Ⅱ−Ａ−３の現状＞

本学では、教養教育と専門教育の内容と実施体制については、『学生便覧/シラバス』に掲載し、その要件を明確に示している。また、教養教育と専門教育との関連性については、別にカリキュラムマップを作成して、担当教員に配布している。１年次春学期、1 年次秋学期、２年次春学期、２年次秋学期の４期に分け、１年次春学期では、「禅を知る」「勉学への姿勢を模索する」、1 年次秋学期では、「禅を理解する」「勉学のスタイルの確立」、２年次春学期では、「禅を習得する」「勉学の精神」、２年次秋学期では、「行学一体を知る」「勉学の完成」とし、教養教育と専門教育の関連性が明確になるようにしている。また、平成 31 年度は、教養科目Ａでは、「倫理と人間」「人生と哲学」「日本の歴史と文化」「信仰と生活」、教養科目Ｂでは、「和の養生学」「漢文の基礎」「日本語」（留学生科目）を開講し、授業内容についても、授業中に学生が主体的に発言し議論できるような場面を設けたり、所為の実践、資（史）料講読を行う等のアクティブラーニングを取り入れた授業を実施し、学修評価を行った。その効果については、授業評価アンケート、学生による自己点検・授業評価アンケートを実施して教務部で集計を行い、授業担当者へは全学と担当科目ごとの集計結果に自由記述欄もつけて配布している。授業担当者は、これをもとに授業の自己評価を行い、教務部へ提出している。授業評価アンケートの集計結果は、教務委員会（ＦＤ委員会）や非常勤講師を含めた研修会で取り上げられるので、教員は授業改善に向けての認識を全体で共有でき（基準Ⅱ−Ｂ−１）、改善に取り組んでいる。

また、本学の入学者はシニア学生の割合が高く、特に４年制大学卒業者や大学院修了者が多い。本学の教養教育の授業では、シニア学生の社会経験や考え等がよい意味で生かされるという相乗効果がある。シニア学生の発言は、高等学校卒業仕立ての若い学生にとって、いろいろな価値観を聞くことができ、対話力や道徳なども含めて幅広い教養を身につける機会となっている。以上のことから、本学の教養課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。

［区分　基準Ⅱ−Ａ−４　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

(2)　職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分　基準Ⅱ - Ａ - ４の現状＞

本学では、教養科目Ａ「倫理と人間」「人生と哲学」「日本の歴史と文化」「信仰と生活」を通して、現代社会におけるさまざまな価値観や考えを学び、教養科目Ｂ「和の養生学」「漢文の基礎」で高齢化社会が求める生きる力を学ぶ。これら人間教育を担う教養科目を土台にして、職業教育に関わる専門科目が配置されているので、専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。また、平成 31 年度の本学の教員は、専任・非常勤を含めてわずか 15 人であり、そのうち専任４人、非常勤２人が臨済宗妙心寺派僧侶で計６人が実務者である。授業での僧侶資格に関わる内容は、個別の教員同士の打ち合わせ、教務委員会や非常勤講師を含めた研修会で話し合われている。

職業教育の効果については、授業評価アンケート、学生による自己点検・授業評価アンケートを実施して教務部で集計を行い、授業担当者へは全学と担当科目ごとの集計結果に自由記述欄もつけて配布している。授業担当者は、これをもとに授業の自己評価を行い、教務部へ提出している。授業評価アンケートの集計結果は、教務委員会（ＦＤ委員会）や非常勤講師を含めた研修会で取り上げられるので、教員は授業改善に向けての認識を全体で共有でき（基準Ⅱ−Ｂ−１）、改善に取り組んでいる。また、本学の特徴として学内に寮があり、特に寮生の僧侶資格を取得するものについては、日々の朝課・晩課等で時間外での学習のための指導が行われている。

［区分　基準Ⅱ−Ａ−５　入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　入学者受入れの方針は学習成果に対応している。

(2)　学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。

(3)　入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

(4)　入学者選抜の方法（推薦、一般、A0 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。

(5)　高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

(6)　授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

(7)　アドミッション・オフィス等を整備している。

(8)　受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

(9)　入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅱ－Ａ－５の現状＞

本学の教育目標は、①『究めること（学)』すなわち「自己究明」（とらわれない世界に到達した本来の自分を探求し、自ら学ぶ意欲を確立すると同時に社会で必要とされる人材の育成をすること）②『表すこと（行)』すなわち「自他不二」（それぞれの進路に向けて必要な専門知識を修得し、社会における実践（サービスラーニング）をもって自己鍛錬したのちには、自己のもてる力を建設的に社会に役立つように努め、学生一人ひとりの個性と自主性を尊重しながら、「行学一体」の精神をもってそれぞれの可能性に向かって弾力的に挑戦することができる人間性の育成を目指すことにある。この教育目標に対応して本学では入学者受け入れの方針（ＡＰ）を定めている。

入学者受け入れの方針（ＡＰ）は、学習成果に対応して以下のように定められている。

> 本学が求める学生は、第一に宗教・仏教・禅・歴史・文化を学習（学）や実践（行）を通して、知と心と体の調和を図り、人への思いやりや共生への意識を高めること、第二に現代社会の諸問題について関心を持ち、宗教・仏教・禅・歴史・文化の学習（学）や実践（行）を通してそれを理解し解決をめざすこと、この二つに学力・適正・意欲のある学生である。

この入学者受け入れの方針は、公式ホームページや学校案内にも載せている。また、高校訪問時の進路指導の先生やオープンキャンパスでの参加者および保護者に対して担当者から説明を行っている。

入学者受け入れの方針は、本学が求める学生像として、入学前の学習成果を明確に示している。入学前の学習成果の把握・評価は、入学者選抜評価の中で総合的に行っている。志願者全員に面接を課し、入学前の学習成果や内申書・履歴書に書かれた社会的活動（部活動・生徒会・ボランティア活動等）や資格等について確認している。

推薦入試（一般推薦・自己推薦・指定校推薦)・一般入試・留学生入試・帰国生徒入試・社会人入試においては、入学前の学習成果に言及している。本学を希望する理由や学ぶ意欲についても確認し、入試面接委員を中心に面談内容の検討を重ねることにより、入学者受け入れの方針に対応している。

本学では、多様な選抜については、作文試験の採点についてのルーブリックを作成し、判定している。

授業料、その他の学納金については、「募集要項」および公式ホームページに掲載し明示している。本学を受験する者へは、オープンキャンパスで、「学校案内」「募集要項」および学生生活で「必要な物品購入費明細」を配布し説明している。また、電話やメール等での問い合わせについても、丁寧に対応している。

本学では、アドミッション・オフィスは行っていないが、入学希望の者へは、禅ステイ（寮生活や授業参加の日）を設け実施している。

また、入学者受け入れ方針（ＰＤＣＡサイクル）に稼働させて点検を行っている。

［区分　基準Ⅱ－Ａ－６　短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学習成果に具体性がある。

(2)　学習成果は一定期間内で獲得可能である。

(3)　学習成果は測定可能である。

＜区分　基準Ⅱ－Ａ－６の現状＞

本学では、達成すべき学習成果の評価について、その目的、達成すべき水準および具体的な実施方法等を「アセスメント・ポリシー」として定めており、具体性がある。また、学修成果については、学習成績（成績・修得単位数）と学生の成績評価値であるＧＰＡをもとにして具体的・体系的に査定を行っている。

本学では、教育課程の科目の単位を修得することによって、卒業認定・学位授与の方針（ＤＰ）に掲げる「禅・人間力」を育成する。履修登録後、先に示した４つの能力を獲得できる授業を受け、ほとんどの学生が合格し単位を修得し卒業していることから、学習成果は獲得されている。本学では、２年間で単位を修得して卒業する通常履修学生のほかに、３年から５年間で単位を修得して卒業する長期履修学生の制度（基準Ⅱ－Ｂ－３）がある。また、本学の授業科目には、坐禅、作務、茶道、華道、陶芸などの実践を重視する授業や講義科目であってもアクティブラーニングを取り入れた授業もあり、毎回の授業での学生の学習成果の達成度の確認が可能である。

非常勤講師を含めた研修会、教務委員会での話し合い、「卒業実践研究」の中間報告、最終審査を通して、教育課程で獲得すべき学習成果について、教員は共通認識を持っている。一定期間で学習成果を獲得させるために、学生への授業評価アンケート等をもとに授業方法を工夫改善し、少人数の授業で個別にきめ細かい指導を行うなどの取り組みを行っている。各科目は、半期（15 回ないしは 22.5 回）でそれぞれ学習成果を獲得できるように配置している。しかし、授業で理解ができなかった者については、時間外の個別の学習指導を行うなどして、一定期間内で学習成果を獲得できるよう努めている。

禅・人間学科の教育課程の学習成果は、社会での活動につながるものであり、卒業後僧侶をめざし専門道場での修行を行う者や、就職する者、高齢者でボランティア活動を行う者などがいる。

学習成果の評価基準はシラバスに明示されており、授業科目により具体的な評価方法は異なるが、定期試験期間内に行われる筆記試験・レポート・実技試験、それ以外に平常時授業において課される小テスト・小レポート・発表・暗唱・課題や受講態度等を量的・質的データとして扱っているので測定可能である

［区分　基準Ⅱ－Ａ－７　学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。

(2)　学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

(3)　学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分　基準Ⅱ-Ａ-７の現状＞

本学では、卒業認定・学位授与の方針（ＤＰ）に沿って編成した教育課程を中心とする教育活動での学生の学習成果や教育効果について、評価や検証等をするために「アセスメント・ポリシー」を定めている。それは、教育の質保証と学生自らの学びの向上を図り、適切な教育改善の推進に資することを目的としている。

「アセスメント・ポリシー」中には、評価や検証等をするための具体的な調査方法を明示している。ＧＰＡ算出、単位修得、卒業要件の達成状況等を活用している。そのほかに「大学生活アンケート」「進路アンケート」「授業評価アンケート（学生による自己点検アンケート）」の結果、学長による個別面談やゼミ担当教員による個別面談の結果等も活用している。

学生の学習成果は、本学の公式ホームページにおいて公表することを考えているが、実施には至っていない。

［区分　基準Ⅱ-Ａ-８　学生の卒業後評価への取り組みを行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　卒業生の進路先からの評価を聴取している。

(2)　聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分　基準Ⅱ-Ａ-８の現状＞

学生の進路・就職指導の窓口は学生部が担当している。平成 31 年度卒業生の進路先は、僧堂掛搭（専門道場への入門と修行）１名、僧侶１名、看護師１名、進学準備１名、アルバイト１名、社会貢献１名の計６名である（基準Ⅱ－Ｂ－４）。本学では、卒業生への満足度アンケート、僧堂掛搭者の修行道場へのアンケートや聴取を実施している。これらの結果は、学生委員会で分析、検証を行い、学習成果の点検に活用している。

＜テーマ　基準Ⅱ-Ａ 教育課程の課題＞

本学では、学位授与の方針（ＤＰ）は『学生便覧/シラバス』に掲載している。各科目ごとに、「この授業で育まれる能力」として４つのうち１つ以上を載せている。さらに春学期・秋学期オリエンテーションの時にも教務部から全学生に説明している。しかし、学生がどの程度理解しているかという確認ができていないことが課題でもある。

中央教育審議会大学分科会大学教育部会の「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー），「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）のガイドラインを遵守し、今後もＰＤＣＡサイクルにより、適正で厳格な学位授与を保障するため、さらに定期的な検証を行う必要がある。

教育課程編成・実施の方針（ＣＰ）は、公式ホームページに掲載し、その主旨を学校案

内に載せているが、全学生の目に触れるのはこれのみであり、周知する必要がある。

中央教育審議会大学分科会大学教育部会のガイドラインにより示された「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）を基準とし、さらに適正な学位授与を保証するために、今後もＰＤＣＡを活用して、定期的な検証を行う必要がある。

教育の効果や職業教育の効果を測定・評価することについては、今後もよりよい量的・質的データを取るための方法を学内で構築してゆく。

入学を希望する人々が、本学の入学者受け入れの方針（ＡＰ）を確認できるのは、現在公式ホームページと学校案内だけである。このほかにも人々へ周知する方法が課題である。先の中央教育審議会よる３つのポリシーに関するガイドラインを遵守し、今後も入学者受け入れの方針をＰＤＣＡの成果から検証を行う。特に、オープンキャンパスにおいて、入学希望者が入学者受け入れの方針（ＡＰ）を十分に理解できるよう丁寧な説明を行うことによりその内容の理解してもらうよう努力する必要がある。

学習成果測定の可能性に関して、量的・質的データ測定で数値化する際に、カリキュラムの中には、感性や精神、心、呼吸法などを体得する科目もあり、数値化し一律に評価することが難しい科目もある。基準Ⅱ−Ａ−１で示した「禅・人間力」（主体的自己の確立）そのものを学習成果として、例えば、体得科目においては試験以外に授業中の体得過程における上達度などをその都度確認し、授業後のレポート提出を行うなど具体的に可視化できるよう査定のあり方について実現可能なことについて検討していく必要がある。

卒業生への満足度アンケート、僧堂掛搭者の修行道場へのアンケートや聴取については、今後も内容を点検し、卒業生の意見等が教育や学生生活・寮生活等の支援に反映できるよう充実を図りたい。

＜テーマ　基準Ⅱ−Ａ 教育課程の特記事項＞

特になし。

［テーマ　基準Ⅱ－Ｂ　学生支援］

［区分　基準Ⅱ−Ｂ−1　学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。

③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

(2)　事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献して

いる。

② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。

③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

(3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。

③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

④ 教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分　基準Ⅱ−B−1の現状＞

教員は、シラバスに示した成績評価基準により学生の学習成果の獲得状況を評価しているが、おおよその共通認識はあるものの、各教員で解釈に幅があるのが現状である。

教員は､到達目標と単位の認定評価方法及び受講上の留意点をシラバスに明示している。各教員は、学習成果の状況を適切に把握し､「成績評価基準」に則して学習成果を評価している。

すべての授業について、授業評価アンケート、学生による自己点検・授業評価アンケートを実施している。平成31年度は、最終授業時にアンケートを一斉実施して回収するのでではなく、専任教員は研究室で、非常勤講師は教室で、学生一人ひとりが教員の目の前でアンケートに答える方法を取った。

授業評価アンケートのデータは科目ごとに集計され、各教員には全学と担当科目ごとの集計結果に自由記述欄もつけて配布されるので、学生による授業評価を認識している。

また、学生による自己点検・授業評価アンケートは、各教員が各授業についての学生の取り組み等を確認するための参考資料となる。各教員はそれらを基にして、科目ごとに授業の自己評価を行い教務部へ提出している。

授業評価アンケートの集計結果は、教務委員会（ＦＤ委員会）や非常勤講師を含めた研修会で取り上げられ、教員は授業改善に向けての認識を共有している。

本学では、複数の教員でひとつの科目を担当する授業はわずかである。複数で担当する場合は、担当者の間で授業内容等の調整を図っている。異なる科目の場合は、担当者間で授業内容を調整している。その機会は、専任教員間では教務委員会、全体では非常勤講師を含めた研修会である。また、専任・非常勤含めて全教員わずか15人の本学では、全教員が面識をもち日頃から個別に調整を図っている。

教務委員会および非常勤講師を含めた研修会で、授業・教育方法の改善についての話合いをもち、改善に向けて対応している。

教務委員会および非常勤講師を含めた研修会で、学科の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

１・２回生のゼミにおいては、担当教員がオフィスアワーで履修、学生生活、就職、進路等について相談にのり、きめ細かく指導を行っている。

事務職員は、本学の建学の精神および教育目的・目標を理解した上で、職務を遂行している。学生の課外活動・就職活動など学生生活全般に関して支援しており、毎週行われる教職員連絡会議において学習指導のあり方等について教員と情報を共有し、学習成果を認識している。また、教務部・学生部・総務部の部長はすべて教員が勤め、事務職員とのコミュニケーションを密にしている。

本学の事務職員は８人（専任４人、非常勤４人）であり、すべての学生に認知されている。学生と接する窓口業務では、日常の生活状況や授業等への出席状況の把握に務め、学生が継続的に目標達成のために取り組めるよう支援をしている。学生の大学生活を支援する部署では、学習環境の整備に配慮し、学生が教育研究活動に専念できるよう寮やキャンパスの整備に取り組んでいる。また、本学の寮生の平日の図書館利用や学習時間の確保の課題については、平成 27 年度春学期から木曜日・金曜日以外の授業時間を３時限目までとし、４時限目を学習時間にあて改善を行い、平成 31 年度も同様に学習時間を確保した。

本学の事務職員は、多くが職務の兼務を行っている。また、すべての専任教員が、教務部・学生部・総務・広報企画の部長・課長を兼務しており、教員と職員との関係が密な組織となっている。よって所属部署を通じてではなく、教職員連絡会議におけるＦＳＤ活動として学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況が把握できている。

本学では、教職員連絡会議等においてＦＤ・ＳＤを区別することなくＦＳＤとして教職員一体となり、全学で問題意識の共有化を行い、学生支援の充実を図っている。学生の履修指導、学習生活支援、就職・進路指導等はゼミ担当教員、教務部・学生部、学生寮等の事務職員が連携して支援を行っている。また、事務職員は、日本私立短期大学協会が主催する各種研修会に参加し、質の向上と充実に努めている。

専属の教学事務職員が事務室のカウンターに待機し対応しており、学生による履修科目に関する質問、修得単位についての質問、寮生活等学生生活についての質問、「卒業実践研究」（卒業論文あるいは実践レポート）作成についての質問等があり、履修から卒業に至るまでの支援を行う体制を整備している。

本学の図書館の専門職員は２人（専任１人、非常勤１人）であり、いずれも他の業務を兼帯している。２人のうち１人が司書資格を有する職員である。建物は、鉄筋コンクリート造りの瓦葺き２階建てで面積は 468.64 ㎡であり、１階は図書閲覧スペース・閉架書庫・書庫、２階は開架書架スペース・閉書架・ラーニングコモンズとなっている。座席数は閲覧室 24 席、視聴覚コーナー２席、雑誌コーナー２席である。蔵書数は、平成 31 年３月 31 日現在、図書が 28,081 冊（うち洋書 116 冊）、学術雑誌 10 種、ＡＶ資料 481 点である。特に、本学の特長を生かした禅籍などの仏教書を多く所蔵している。

シラバスに示された参考図書については、司書が教務委員会と緊密に連携して図書予算の範囲内で準備している。また、希望図書については、学生からのアンケートをもとに、必要と判断される場合は購入も行っている。館内に所蔵していない図書に関しては、ゼミ担当教員と連携して所蔵先を確認し適切な指導を行っている。

本学の図書館の開館時間は午前９時より午後５時までであり、土・日曜日は休館（祭日は開館）にしていたが、平成31年度は、学生からの要望があれば土・日曜日を開館とした。教員は、授業やゼミのオリエンテーション等で図書館を利用し、授業に関連する図書や必読書の説明を行い、図書検索方法や調査方法等を指導し、学生の授業の予習や復習、主体的な学習を促している。また、図書館についての情報を学生に提供する『図書館通信』を定期的に発行し、学生の利便性を向上させている。

教職員は各自１台以上のパソコンが与えられ、教育研究用または業務用に活用している。学内のパソコンは、すべてサーバに接続され管理が行われている。パソコンはそれぞれネットワークと１台以上のプリンターにつながれており、文書作成の業務は言うまでもなく、どのパソコンからも通信や情報検索をできるようになっている。また、必要に応じてカラーや大判印刷ができるプリンターも用意されている。日常の授業や業務で活用されているが、その活用の度合いは個々の教職員によりまちまちなのが課題である。

本学では、２回生時に「卒業実践研究」（卒業論文あるいは実践レポート）の作成を課しており、大半の学生が学内や寮にパソコンを持ち込んでいる。パソコンの保有率も年々増加している。また、学生への休講等の連絡は、従来通り掲示も行いながら個人のＥメールへ一斉配信している。

本学では、文書処理、情報処理に必要な学内ネットワークが構築され、教職員は利用技術の向上を図っている。また年２回、学期開始前に最新の機器やコンピュータ等の利用技術について説明を受け、学内の教職員に周知している。

［区分　基準Ⅱ－Ｂ－2　学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。

(2)　入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

(3)　学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

(4)　学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含むを発行している。

(5)　学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。

(6)　学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

(7)　学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。

(8)　学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

(9)　必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期を行っている。

(10)　学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分　基準Ⅱ－Ｂ－2 の現状＞

本学での入学手続き者の大半は、オープンキャンパスや禅ステイ（体験入学）を経て入学するため、入学希望者にはその時点で授業や学生生活についての情報を提供している。また、入学試験に合格して入学手続きに入る前の、学生や父兄からの電話やメール等による問い合わせについても丁寧に応えている。

春学期および秋学期の入学式で、在校生の参列のもと新入生に対して学長から訓示をし、新たな学習への意欲の喚起を行っている。その後、事務室、図書館、教務部、学生部、寮の各部署のオリエンテーションにより、担当の教職員が「建学の精神」「教育目的・教育目標」「３つのポリシー」をもとにして、連携して学習や学生生活の方法について説明している。

教務部のオリエンテーションでは、授業履修および単位取得に関する『学則』や『教務規程』の条文の該当箇所を説明した上で、『シラバス』の中に書かれたＤＰ（ディプロマポリシー）や到達目標等の意味について説明を行い、学生への学習の動機付けとしている。各教科担任も初回の授業でのガイダンスで、ＤＰ（ディプロマポリシー）や到達目標等にふれて授業内容を説明している。

科目の選択については、事務室窓口で専属の教学事務職員が学生からの質問に随時対応している。また、ゼミ担当教員も学生の履修登録の相談にのっている。

２回生の「卒業実践研究」（卒業論文あるいは実践レポート）の作成は、２回生の初めにゼミ分けの希望調査を行い、ゼミ担当教員の決定をし、個別指導を通して指導支援を行っている。

学習支援のための印刷物については、『学生便覧/シラバス』のほかに「科目履修の手引き」を全学生に配布し、教務部のオリエンテーションで説明を行っている。

基礎学力が不足する学生については、留学生の場合、日本語や日本での生活に慣れるために、留学生科目のほかに特別授業を設定し、教員が分担して行っている。日本人学生の場合、基礎学力が不足する学生に対する補習授業等の組織的な支援は行われていないが、授業担当者やゼミ担当教員が学生の求めに応じて個別に指導している。また、本学の寮生の平日の図書館利用や学習時間の確保の課題については、平成 27 年度春学期から木曜日・金曜日以外の授業時間を３時限目までとし、４時限目を学習時間にあて改善を行い、平成 31 年度も同様に学習時間を確保した（基準Ⅱ－Ｂ－1）。

学習上の悩みを持つ学生や修学上問題がある学生については、まずゼミ担当教員が対応にあたり、このほか学生の希望や状況に応じて学生部の教員が対応している。また、学生の修学の進退に関する問題等は、学長が全学生を個別に面談をし指導を行っている。

専門科目の演習や「卒業実践研究」（卒業論文あるいは実践レポート）では個別指導がされており、優秀な学生は意欲を持って学習成果を伸ばすことができる。四年制大学への編入を希望する学生には相談にのり、学習支援を行っている。

本学では、留学生を受け入れている。留学生は学内の学生寮で生活を行い、授業を履修している。授業の履修や日常の生活に関することまで、教職員全員で対応している。また、本学からの留学生派遣については、提携学校（サイパン・北マリアナ短期大学、中国・鑑真学院）があるものの平成 31 年度の希望者はいない。

学習成果の獲得状況については、教務部・学生部が中心となり、成績評価、ＧＰＡ、「学生による自己点検アンケート」（授業評価アンケート）、学生の修学状況やゼミ担任による個人面談記録、「学生満足度アンケート」などのデータを集積し、事務局長（ＩＲ担当）の下で分析かつ点検を行い学生支援につなげている。

［区分　基準Ⅱ－Ｂ-3　学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
(2)　クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
(3)　学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
(4)　宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
(5)　通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
(6)　奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
(7)　学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
(8)　学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
(9)　留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
(10)　社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
(11)　障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
(12)　長期履修生を受入れる体制を整えている。
(13)　学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分　基準Ⅱ－Ｂ-3 の現状＞

本学では、学生の学習成果の獲得に向けて学生が不安なく生活を送るために、学生寮での生活や健康管理等の厚生的支援、学生が主体的に様々な活動に参画できるような教育的支援、奨学金等の経済的支援を教職員が組織的に連携して行っている。

組織としては学生部および厚生部が置かれている。学生生活に関する全学的事項を審議する場が学生委員会である。学生部は部長１人、課長１人、厚生部は部長１人（事務職員・他業務兼務）が配置されており、寮関係の事務職員（寮監・舎監・副舎監）と連携して問題に対処している。

本学における課外活動は、学生の組織である学生自治会を主体に行われている。学生自治会は、新入生歓迎会、大学祭（正眼祭）、卒業を祝う報恩の会を主催し担当する。また、平成 31 年度は、学生によるクラブ活動は行われてない。それらの活動成果の一部が 11 月に行われる大学祭に反映されている。学生によるクラブ活動やそれらの行事を支援するのが学生部の教職員を中心とする学生委員会である。

本学では、一般の大学にみられる学生食堂は設置していない。食堂は、修行道場に倣い「ジキドウ」と呼び、業者に委託している。特に、昼食は教職員・学生が一同に会し、食事作法に則り整然と食事を摂り、禅教育を実践している。常に衛生と健康管理には配慮している。また、寮には簡単な炊事場が備えられ、土・日曜日には自炊が可能である。

売店は設置していない。飲み物について３カ所に自動販売機を設置し対応している。他の商品については、学生は必要に応じて近くにあるコンビニエンスストアーで買い物をしている。土・日曜日には、一日３回の市街地までのスクールバスによる送迎があり、学生はこの送迎により必要な物品の購入をしている。

学生の休息空間として学生ホールがあり、共同のテレビが設置され、授業間の休息・談話・各種行事の打ち合わせや反省会等の場として利用している。また、学生寮内にも同様の施設・設備があり、活用している。

保健室と学生相談室を設置している。また、舎監室や事務室に救護用品を、本館の外にあるロッカーに救護用の担架等を配備し、舎監をはじめ教職員一人ひとりが、学生の健康状態や精神状態を見ながら、常に声をかけ学生の心身のケアに配慮している。

本学は全寮制が基本であり、大半の学生が寮生活を送りながら行学一体の建学の精神を実践している。通学生は自宅から通っており、宿舎の斡旋は必要ない。

通学生は社会人学生が多く、すべて自家用車を所有しているためスクールバスの運行は現在のところ必要ない。本学には、来客・教職員・通学生を含めて３カ所の駐車場がある。

奨学金等については、平成 31 年度日本学生支援機構等からの外部奨学金受給者はいない。本学の学生は、学園独自の奨学金や支援制度を受ける者が大半である。正眼奨学金は、修学途中で、学費負担者に事由が生じ、経済的困難に陥った学生に修学期間中にかかる学納金相当額を無利子で貸与するものである。特別奨学金は、成績・人物ともに優秀な者に対して授業料を半額減免するものである。社会人優待制度は、社会人の出願資格を満たす者に対して、入学前の審査により、入学金の半額免除のほかに、２年間の授業料を減免するものである。社会人僧侶の育成（シニア世代僧侶育成プログラム）や禅仏教を学ぶ志願者の受け入れを目的とする本学においては、必要な投資である。

奨学金等の取得状況　　**令和２年３月 31 日現在**

学年 奨学金名称	１回生	２回生	合計
日本学生支援機構２種	０人	０人	０人
正眼奨学金	０人	０人	０人
特別奨学金	13 人	４人	17 人
校友会奨学金	１人	０人	１人

社会人優待制度	４人	１人	５人
留学生優待制度	１人	０人	１人
学生雲水制度	０人	３人	３人
指定校特別推薦	１人	０人	１人
合計	19（1）人	８人	27（1）人
在籍者数	26 人	16 人	42 人
割合（%）	73.1%	50.0%	64.3%

※（　）内は２つの奨学金を取得したものの人数。

本学における学生の健康管理やメンタルケア、カウンセリングの体制は、全寮制を基本としているため、寮では寮監・舎監・副舎監が状況変化を把握し、ゼミ担当教員に報告する。ゼミ担当教員が解決できない場合には、学生部に連絡して学生部より専門家（精神科医）を通して迅速にその処置を図っている。

１．保健室

本学の保健室は光徳禅文化棟の１階に配置し、授業中に緊急事態が生じたときは迅速に学生部職員に連絡し対応できるようにしている。日頃の健康ライフについては学生部職員が指導にあたり、実際の細かい相談事や体調不良の訴えを受け入れている。必要な場合は、近隣の医師の診断を受けるように指導している。

２．定期健康診断

定期健康診断は、学校保健安全法を基準にして、学生へは身長・体重、視力、血圧、尿、聴力、胸部Ｘ線の６項目で、教職員へは血液、心電図の２項目を加えた８項目で毎年４月に（財）岐阜県健康管理センターに依頼し、出張健康診断を実施している。ほとんどの学生が受診し、当日欠席した者は後日健康管理センターへ行き受診するよう指導している。結果は受診者に通知し、大学では全学生の健康状態を把握し、問題のある学生はセンターより指導を受けている。特に必要な場合は、近隣の病院との連携も行っている。

３．メンタルケアとカウンセリング

本学では、学生相談室を配置し、少人数制の利点とアットホームな校風を生かして早期発見・早期治療を重視し、ゼミ担当教員・学生部の教職員が学生の相談に対応している。

本学はゼミ担任制をとっており、入学時に個人面談を行い、学生個人の情報を収集すると同時に学生の意見や要望も聴取している。さらに毎学期ごとの面談や毎週のオフィスアワーで、進路や学生生活に関する様々な問題点について情報を収集している。学生間では、

寮生活については寮生ミーティング、学生生活については学生ミーティングが毎週行われ、大学への意見や要望が出された場合、それを集約して寮頭学生から舎監、寮監へ、学生自治会長から学生部長へ報告される仕組みが構築されている。学生全体の問題については、主として学生部が総括し、毎週水曜日に行われている教職員連絡会議で報告を行ない全教職員が周知している。

留学生は、学内の寮で生活している。日本語や日本での生活に慣れるために、留学生科目のほかに特別授業を設け、教員で分担して行っている。また、学生生活については教職員全員で対応している。

留学生入学者の出身国および人数

入学年度 国　名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
中華人民共和国	２人	０人	０人
ブラジル	１人	０人	０人
インドネシア共和国	０人	０人	１人
合　計	３人	０人	１人

社会人学生は、四年制大学卒業者を含めて学習意欲や学力の高い者が多い。四年制大学や他の短期大学を卒業した者には、本人の申し出により、20 単位を上限に既習得単位を認定することで負担を軽減している。また、学納金の分割や授業料の減免を行うなど生活面での支援を行っている。シニア僧侶育成プログラム受講学生（社会人僧侶）や学生雲水をめざす者には、特に僧籍をもつ教員をゼミ担任にあて、常に学生の相談に対応している。

平成 29 年度　社会人入試入学者

性別（年齢）	形　態	学歴
女性（60）	長期履修学生	四大卒
女性（45）	通常履修学生	高校卒
女性（58）	長期履修学生	専門卒
男性（24）	通常履修学生	四大卒
女性（65）	通常履修学生	短大卒
男性（28）	通常履修学生	高校卒

男性（56）	通常履修学生	四大卒
女性（65）	長期履修学生	専門卒
女性（63）	通常履修学生	短大卒
男性（59）	通常履修学生	高校卒
女性（67）	長期履修学生	短大卒
女性（61）	長期履修学生	高校卒
男性（62）	長期履修学生	高校卒
男性（30）	通常履修学生	四大中退
女性（59）	長期履修学生	四大卒
女性（59）	長期履修学生	四大卒
女性（61）	長期履修学生	四大卒

平成 30 年度　社会人入試入学者

性別（年齢）	形　態	学歴
女性（54）	長期履修学生	短大卒
女性（65）＊	通常履修学生	四大卒
女性（67）	長期履修学生	高校卒
男性（46）	長期履修学生	大検合格
女性（58）＊	通常履修学生	博士課程満期退学
男性（60）	通常履修学生	四大卒
女性（69）＊	通常履修学生	博士課程修了

平成 31 年度春/令和元年度秋　社会人入試入学者

性別（年齢）	形　態	学歴

女性（63）	長期履修学生	四大卒
男性（64）	通常履修学生	四大卒
女性（45）	長期履修学生	短大卒
男性（66）	長期履修学生	高校卒
女性（61）＊	長期履修学生	四大卒
女性（64）	通常履修学生	専門学校卒
男性（59）	長期履修学生	四大卒
女性（88）	長期履修学生	高校卒
男性（61）	通常履修学生	高校卒

（注）年齢は入学時のもの。＊はシニア僧侶育成プログラム受講学生。

本学では、障がい者の受け入れのための施設の整備は行っていない。本学は坂道もあり、キャンパス内は平地ばかりとは言えない。肢体不自由者が不便なく学生生活を送る施設を整備することは、学習の機会を提供することとあわせて重要であると認識しているので、平成 27 年度秋学期には図書館ならびに禅文化教室棟に、エレベーターと障がい者用トイレを設置した。

本学では、平成 14 年秋学期から秋学期入学者と長期履修学生を受け入れている。『学則』第 47 条に定め「長期履修学生規程」により体制を整えている。長期履修学生を希望する者は、会社経営者やサラリーマン、主婦などが多く、現在では５年を上限としている。仕事などとの両立や継続して学習ができるように、ゼミ担当教員や教務部の教職員が個々の学生の修学年限や通学時間に応じて履修モデルを示して対応している。

本学では、ボランテイア担当教職員が、美濃加茂市・富加町などの自治体からボランティアの依頼を受け、学生とともに参加している。また、「仏教ボランティア」「仏教福祉」を履修し、市内清掃活動、ブラジルの子どもたちの学童保育など実践を通して学んでいる。

平成 29 年度　仏教ボランティア

日時（曜日）	活動内容
４月１９日（水）	あじさい看護福祉専門学校「立志の会」補助
６月　７日（木）	岐阜医療科学大学　助産学専攻科　「提唱・坐禅」補助

６月１８日（木）	富加町「ふれあいオン・ステージ」イベント手伝い
６月２９日(木)	美濃加茂市ほくぶ保育園　プール清掃
７月　６日（木）	ブラジル子ども交流　七夕会開催
７月２７日（木）	関市ひまわりの丘　環境整備
９月２１日(木)	関市ひまわりの丘　環境整備
１０月　２日(木)	美濃加茂市立伊深小学校「陶芸体験」補助
１０月１９日（木）	関市ひまわりの丘　環境整備
１０月１９日（木）	美濃加茂市社会福祉協議会「学習支援教室の社会体験」坐禅補助
１０月２１日(木)	美濃加茂市社会福祉協議会「すこやかフェスティバル」参加
１１月　５日(日)	美濃加茂市と加茂圏域「e－KAmon まるごと環境フエア」参加
１１月１８日(土)	富加町民まつり　手伝い
１２月２１日(木)	ブラジル子ども交流　クリスマス会開催

平成 30 年度　仏教ボランティア

日時（曜日	活動内容
４月１９日(木)	あじさい看護福祉専門学校「立志の会」補助
５月１７日（木）	関市ひまわりの丘　環境整備
５月３１日（木）	関市ひまわりの丘　環境整備
６月　７日(木)	富加町「ふれあいオン・ステージ」イベント手伝い
６月２９日（金）	美濃加茂市社会福祉協議会子ども支援教室　坐禅補助
７月　６日(木)	ブラジル子ども交流　七夕会開催

９月２８日(金)	美濃加茂市社会福祉協議会子ども支援教室　陶芸補助
１０月　４日(木)	美濃加茂市ほくぶ保育園　グランド清掃
１０月２７日（木）	美濃加茂市社会福祉協議会「すこやかフェスティバル」参加
１１月１８日(日)	富加町民まつり　手伝い
１２月　６日(木)	関市ひまわりの丘　環境整備
１２月２１日（）	ブラジル子ども交流　クリスマス会開催

平成 31 年度　仏教ボランティア

日時（曜日）	活動内容
４月２０日（水）	あじさい看護福祉専門学校「立志の会」補助
６月１６日（金）	富加町「ふれあいオン・ステージ」イベント手伝い
６月２８日（金）	美濃加茂市社会福祉協議会子ども支援教室　坐禅補助、食事提供
７月　５日(金	ブラジル子ども交流　七夕会開催
１０月１９日(金)	美濃加茂環境フェアー縮小開催。皿灸実践指導、甘茶提供。
１１月１７日(日)	富加町民まつり　手伝い
１１月２９日(金)	美濃加茂市社会福祉協議会子ども支援教室　篆刻指導、補助
１２月２０日(金)	ブラジル子ども交流　クリスマス会開催

ブラジル子供交流　「七夕会開催」

［区分　基準Ⅱ－Ｂ－4　進路支援を行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

(2)　就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。

(3)　就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

(4)　学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

(5)　進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分　基準Ⅱ－Ｂ－4 の現状＞

本学は小規模校であり、教職員が一体となって就職支援を行い、学生部が総括している。

本学では進路支援室が設置され、進路指導は学生部が総括し、学生部とゼミ担当教員が就職対策・学生指導について検討・協議し、所属学生に対し随時面談し就職・進路相談に応じている。本学の学生は、寺院の子弟や僧侶をめざす社会人が多く、僧堂に掛搭（専門道場への入門と修行）する者がほとんどで、一般の就職者はごくわずかであり、そのため個別に指導が行われている。

平成 31（令和元）年度　卒業生の進路先　　令和２年５月１日現在

性別（年齢）	形　　態	職　　業	進　路　先
男性（21）	通常履修学生	アルバイト	アルバイト
男性（81）	通常履修学生	僧侶	社会貢献（寺院）
男性（67）	通常履修学生	―	社会貢献
男性（30）	留学生	学生	進学準備
女性（58）	長期履修学生	看護師	看護師
男性（20）	通常履修学生	僧侶	僧堂へ掛搭

(注)年齢は卒業時のもの。

本学では、就職試験対策等の支援は学生部とゼミ担当教員が協力して行っている。なお、就職試験・面接日の授業は公欠扱いとしている。

僧堂掛搭者については、卒業後の各僧堂での修行の状況が情報として本学へ寄せられ、その情報を基にして学生の指導に生かしている。また、平成 26 年度より、正眼寺の修行僧を寮職兼務の教員として採用し、実際に正眼僧堂（専門道場）で行われている作法等を授業や寮生活で取り入れ、細かく指導することにより僧侶になるための学生への意識づけを

行っている。平成 30 年度、卒業生１人を舎監に採用し指導を充実させた。一般の就職者についてはごくわずかであり、その結果を学生支援に活用することは難しい。

本学は小規模校であり、編入希望者は毎年数名程度である。編入希望者に対しては、教職員が一体となって支援している。指導は教務が総括し、毎学期の初めにゼミ担当教員が学生との個人面談で、学生の進路調査を行う。教務部とゼミ担当教員が編入対策・指導について検討･協議し､教務部が編入志望大学から単位互換制度などの様々な情報を収集し、これらの情報をもとに教務部とゼミ担当教員が学生と個別面談を行い、推薦書作成や面接試験対策等の進学の支援を行っている。また、指定校推薦を利用する場合は、当該大学の受付開始３週間前までを募集の締切として受付をし、教授会で推薦対象者を決定して推薦している。

平成 17 年５月にはアメリカ合衆国北マリアナ諸島サイパン島の北マリアナ短期大学、平成 19 年 10 月には中国揚州市の鑑真学院との姉妹校提携を行った。両校からは留学生を受け入れているが、留学希望の学生がいないため現在のところその支援は行っていない。今後は留学支援を深めて行きたい。

＜テーマ　基準Ⅱ-Ｂ 学生支援の課題＞

教員はより責任を果たすために、学生の学習成果の獲得に向けて、更なる授業改善を図る必要がある。また、学習成果測定の可視化に向けて、成績評価基準の検証を行い更なる課題も残されている。今後も授業評価アンケート等の学生によるアンケートを定期的に検証し、その認識を教務部が把握して、ＦＤ活動をより活性化させることが必要である。

今後もさらに検討を重ね学習成果の獲得に向けてガイダンス等を実施し、学習意欲の向上と自主性を喚起する学生指導が必要である。基礎学力の不足する学生に対し補習授業の充実を図るために、時間割編成等の工夫が必要であるが、授業開講科目の限度や専任教員の事務職兼務による多忙化により困難なことが課題である。

本学では、売店は設置していない。これまで、売店に代わるパン・カップ麺・菓子等の自動販売機を構内に設置したが、全学生数が限られているため業者の既定販売数に達せず撤去された経緯がある。再度の自動販売機の設置もしくはそれに代わる業者による販売が課題である。また、本学には学生相談室や保健室が配備され学生部の職員が日常対応しているものの、学生の心のケアや健康管理を行う専門家の心理カウンセラーや保健師は配置していない。

僧侶になるための意識づけを行い指導しているが、専門道場での修行に必要な経典の暗唱や坐禅等の作法を身につけるには、高齢者の学生ほど困難であるという課題が生じている。

教育資源の有効活用については、教員は学習成果の獲得に向けてより責任を果たすために、ＦＤ活動に力を尽くし、更なる授業改善を図る。成績評価基準の検証を行い、学習成果測定の可視化に向けて努力する。授業評価アンケート等の学生によるアンケートを定期的に検証し、その認識を共有し、ＦＤ活動をより活性化することが挙げられる。

学生への学習支援については、今後もさらに検討を重ね学習成果の獲得に向けてのガイダンス等を実施し、学習意欲の向上と自主性を喚起する学生指導を行う。また、特に寮で生活する学生に対して、平日での学習時間帯を設けることが挙げられる。

本学の図書館の開館時間は、午前９時より午後５時までであり、土・日曜日は休館（祭日は開館）にしていたが、夜間、土・日曜日の開館を検討する。平成 27 年度秋学期からは図書館ならびに禅文化教室棟には、エレベーターと障がい者用トイレを設置した。

学生の生活支援については、売店に代わる再度のパン・カップ麺・菓子等の自動販売機の設置もしくはそれに代わる業者による販売を検討する。

進路支援については、特に僧侶を志望する学生へはゼミ担当教員と寮関係の事務職員等が連携し、今後も僧堂掛搭（専門道場への入門と修行）に向けての作法等を学生個人の実情に即し寮生活を通して指導を行う。

入学者受け入れ方針については、多くの人々の目に触れるようにし、オープンキャンパスでの入学志望者が十分に理解できるように、担当者が行う説明内容や方法を構築する。また、入学式前の事前指導についてもそれに代わる印刷物の発送等よい方法を模索する。

以上の検討をかさねていきたい。

＜テーマ　基準Ⅱ-Ｂ 学生支援の特記事項＞

特になし。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】
［テーマ　基準Ⅲ-Ａ 人的資源］
［区分　基準Ⅲ−Ａ−1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
(2)　短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
(3)　専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
(4)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
(5)　非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
(6)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
(7)　教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分　基準Ⅲ−Ａ−1 の現状＞

教員組織は学校教育法第 92 条に基づき、「正眼短期大学　教員任免規則」において定められている。

専任教員は、短期大学設置基準に定める必要人数を充足し、「設置基準が定める教員数」に示したとおり適正に配置されている。教員配置は教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)に基づき、文部科学省の教職課程基準を満たす教員配置を行っている。

設置基準が定める教員数　　**令和１年５月１日現在**

	正眼短期大学　禅・人間学科 専任教員数					設置基準で定める教員数			助手	非常勤講師	備　考
	教授	准教授	講師	助教	計	イ	ロ	ハ			
男	2	0	3	0	5	5			0	8	学長１人,を含む
女	1	0	1	0	2				0	0	副学長１人を含む
(小計)	3	0	4	0	7	5			0	8	
ロ							2	3			
合計	3	0	4	0	7	7		3	0		

イ　学科の種類に応じて定める教員数
ロ　入学定員に応じて定める教員数
ハ　その内、教授数

専任教員の職位は「正眼短期大学　教員任免規則」に基準等を定めており、業績等を勘案し適切に認定しており、下記の表のとおりとなっている。なお専任教員の教育実績、研究業績等は本学ホームページにて公表している。

平成 29～31 年度の専任教員の教育実績（持ちコマ数）

教員名	職名	学　位	備　考			
			H29	H30	H31	
山川宗玄	教授	理工学士	2	2	2.5	学長 臨済宗僧侶(師家)
今村敬子	教授	社会学修士	3	3	3.5	副学長 専務理事
鈴木重喜	教授	文学修士	3.5	3.5	3.5	学科長 教務部長
村瀬正光	講師	文学修士	4	4	－	平成30年度退職
宇佐美之規	講師	人間科学修士	4	4	4	浄土真宗僧侶
池田丈明	講師	文学修士	4.5	4.5	4	臨済宗僧侶
水野和彦	講師	文学修士	－	－	4	臨済宗僧侶
ﾌｫﾏﾙｽ ｱﾀﾚ	講師	音楽修士	4	4	3	臨済宗僧侶

本学は、教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)に基づいてカリキュラムが構成され、必要な科目担当者を決定している。『2019 正眼短期大学　学生便覧/シラバス』のカリキュラム担当表に示した通り、専任教員と非常勤教員を適切に配置している。

非常勤教員の採用は、「非常勤講師選考基準」に基づいて行われている。禅・人間学科の特性を生かすため、非常勤講師の採用も学位、研究業績、その他の経歴等の規程に則り採用および職位の決定を行っている。

なお、禅・人間学科という学科の特性として、仏教や禅宗の専門科目や禅文化教養科目について、その道を究めた大家である専門家（書道は書道家、茶道は茶道家、華道は華道

家、陶芸は陶芸家、禅と武道はヨガ講師と太極拳師範、仏教関係科目はその科目に適した仏教の専門家など)を招致して開講している。そのために非常勤教員を多く配置している。

専任教員数と非常勤教員数　　**令和１年５月１日現在**

	男	女	計	備　考
専任教員	5	2	7	学長（男）を含む
非常勤教員	8	0	8	
計	13	2	15	

非常勤教員の年齢・職位・性別・担当授業科目　　**令和１年５月１日現在**

	氏　名	年齢	職位	性別	担当授業科目	備　考
1	横山紘一	79	非常勤	男	仏教学の基礎	本学特任教授 法相宗僧侶
2	松原一哲	54	非常勤	男	陶芸	陶芸家
3	加藤舞心	62	非常勤	男	書道	書道家 筆禅道教授
4	辻　栄治	67	非常勤	男	茶道	茶道裏千家教授　華道日本生花司松月堂古流教授
5	野崎康弘	68	非常勤	男	和の養生学	薬剤師　針灸師 他大学非常勤講師
6	青井有信	54	非常勤	男	坐禅	臨済宗僧侶
7	松久宗心	70	非常勤	男	布教学	高等布教師
8	桐野祥陽	41	非常勤	男	漢文の基礎	臨済宗僧侶 花園大学非常勤講師

本学は、補助教員等の規定を定めていないが、「坐禅」「作務」「仏教ボランティア」においては、授業担当教員以外の専任教員や非常勤教員を補助として配置している。これは、本学の建学の精神を具現化した科目に対して、全学一致（学生と教職員が一致）して取り組む教育方針があるためであり、学生に対する教育上の効果もある。

本学の教員の採用・昇任は、「正眼短期大学　教員任免規則」「教員選考基準」等を整備し、その方針を明確にし、これらの規程に基づいて、適切に実施している。

教育職員の採用は、教務委員会で教育課程等を鑑みて教員採用の必要性を審議し、教授

会の議を経て公募を開始する。候補者は教授会での資格審査を諮った後、理事会の議を経て、理事長が採否を決定し、辞令を交付する。なお教授会が行う教員の資格審査は、短期大学設置基準の「第七章　教員の資格」に掲げられる基準に準ずる者である。

本学の教員の昇任は、教授会において資格審査を諮った後、理事会の議を経て、理事長が決定する。昇任の判断基準は、研究上、教授上の業績と教育歴となっている。（「正眼短期大学　教員任免規則」第２節　嘱任）

［区分　基準Ⅲ−Ａ−2　専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

(2)　専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。

(3)　専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。

(4)　専任教員の研究活動に関する規程を整備している。

(5)　専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。

(6)　専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。

(7)　専任教員が研究を行う研究室を整備している。

(8)　専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

(9)　専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

(10)　FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

①　教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

(11)　専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分　基準Ⅲ−Ａ−2 の現状＞

専任教員の研究活動については学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）に基づいて行われ成果をあげている。毎年研究業績の報告を求め、本学ホームページで公表している。

専任教員の研究活動に関しては、「教員の服務に関する規程」を整備している。

専任教員の研究倫理を遵守するために、FD活動（教務委員会）で定期的に確認している。

専任教員の研究成果発表の機会を確保するために、『正眼短期大学研究紀要』を毎年発行している。また専任教員は個々の所属学会でも研究成果を発表している。

専任教員が研究を行うための研究室が整備されている。研究室はゼミナール等の学生の指導の場としても使用されている。研究室には事務机、椅子、書架が配置されている。本年度も科学研究費補助金、外部研究費等の獲得はなかったが、個人研究費として教授・准教授・講師とも年額 10 万円が支給されている。

専任教員は、毎週一日の研修日が設けられており、研究、研修等を行う時間は確保されている。とはいっても学生への学習・生活指導、あるいはその他の学務事務遂行のため、

まとまった研究、研修時間が確保しにくくなっている。また研修日に校務など他の業務を当てざるを得ない状況も少なくない。このためか過去数年にわたって、専任教員による科学研究費補助金、外部研究費等の獲得はない。専任教員の十分な研究活動時間の確保のため、業務のスリム化や職員を増員（アルバイト等の非正規職員の採用）により専任教員の負担を軽減し、専任教員の研究体制をさらに充実させていくことが課題である。

専任教員の学会出張等に関する規定は「第六章　勤務　第 29 条－3」で定め、出張費、担当授業欠講に関しても定めている。

FD活動に関する規定を整備しており、定期的にFD活動（教務委員会）を実施し、授業・教育方法の改善に取り組んでいる。毎年 12 月開催の非常勤講師との合同研修会（シラバス作成時の教務委員会。平成 28 年度から開催）では、画像、動画やパワーポイント等を使用した、学生が興味を持つような授業を専任教員・非常勤講師が共にできるように研修会を開き技術向上を図っている。

専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するように教職員連絡会議、学生委員会等のSD活動に参加するなど教職員一体で活動し、授業方法の改善や教職員のスキル向上のために、全学で知識や問題意識の共有化、担当教員と教務部・学生部・図書館が連携を図り、学習成果を向上させるために連携している。

［区分　基準Ⅲ−Ａ−３　学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している］

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1) 事務組織の責任体制が明確である。
(2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
(3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
(4) 事務関係諸規定を整備している。
(5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
(6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
(7) ＳＤ活動に関する規定を整備し、適切に実施している。
　①事務職員（専門的職員等を含む）は、ＳＤ活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
(8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
(9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

〈区分　基準Ⅲ－Ａ－３の現状〉

事務組織は理事長直轄組織として内部監査室を置いている。責任体制は、理事長のもと事務局長、事務部、総務部、教務部、学生部、図書館、ボランティアセンターと責任を分担し、「学校法人正眼短期大学　業務分掌規程」で明確化している。特に、総務部、教務部、学生部、については、教員を部長とし、教授会と事務組織との連携を図っている。

正眼短期大学組織図　　令和1年5月1日現在

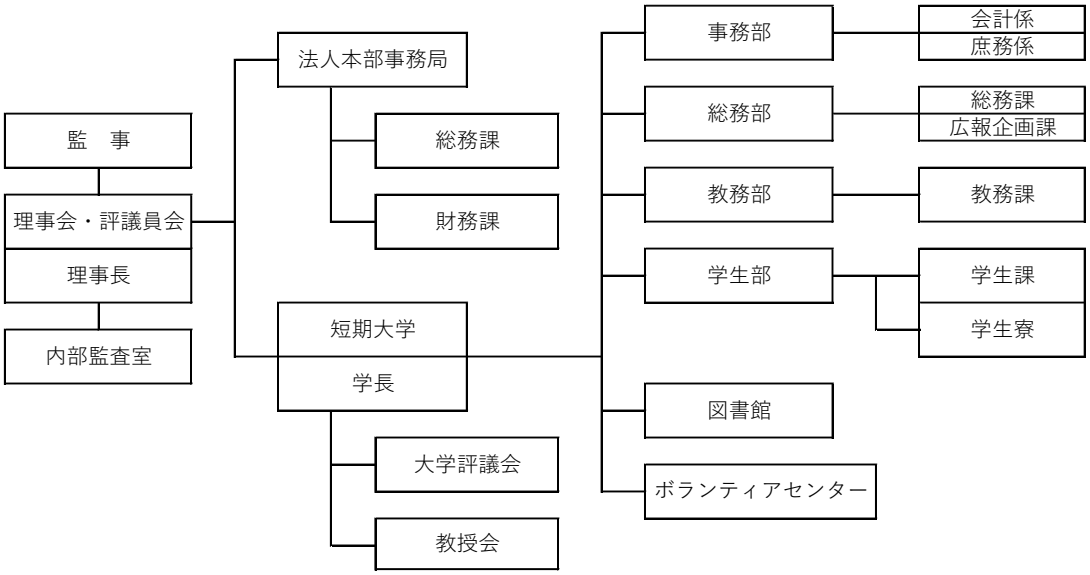

事務職員は専任職員 3 名・兼任職員 2 名と少数にもかかわらず、各種研修会に参加し、各々にて研鑽を積み事務をつかさどる専門的な職能を有している。
事務職員の能力や適性に合わせた職務を配置し、専門分野に必要な環境を整えている。
事務に関する規程は、事務を司るものだけでなく、業務に関するものも含めて次の通り規程として整備している。

学校法人正眼短期大学　寄附行為
学校法人正眼短期大学　監事監査規則
学校法人正眼短期大学　内部監査規則
学校法人正眼短期大学　業務分掌規程
学校法人正眼短期大学　経理規程
学校法人正眼短期大学　固定資産及び物品管理規程
学校法人正眼短期大学　文書保存規程
学校法人正眼短期大学　公印取扱規程
学校法人正眼短期大学　学生個人情報保護規則
学校法人正眼短期大学　就業規則
給与規程　退職金支給規程　旅費規程　育児休業、育児のための深夜業の制限、
及び育児短時間勤務に関する規程　介護休業及び介護短時間勤務に関する規程
寄宿規程　特殊勤務者服務規程　宿日直規程　再雇用規程
全学ホームページ委員会規程、ホームページの作成・管理に関する内規
ハラスメント防止委員会規程
正眼短期大学　防災計画
学生相談に関する危機管理マニュアル

各規程に従い適切に事務処理を行なっている。

事務所等に配置しているパソコン等の事務機器は次の表の通りで、文書処理、情報処理に必要なネットワークが構築されて、各個人にはパソコンが与えられている。

事務所（各事務部門が使用） **令和２年３月31日現在**

事 務 機 器 名	台数	備　考
パソコン	14台	成績管理システム２台・会計システム１台 ノートパソコン２台・事務用４台 各研究室５台
ハードディスク	4台	データ保管用
カラーレーザープリンター	1台	Ａ３対応（ネットワーク接続）
モノクロレーザープリンター	1台	Ａ３対応
インクジェットプリンター	5台	Ａ２対応１台（ネットワーク接続） Ａ３対応２台（ネットワーク接続） Ａ４対応１台（ﾈｯﾄﾜｰｸ接続､ｽｷｬﾅｰ付）
カラーコピー機（複合機）	1台	Ａ３対応（ネットワーク接続）
モノクロコピー機	1台	Ａ３対応
カラー印刷機（複合機）	1台	Ａ３対応（ネットワーク接続）

サーバー室

サーバー	1台	データ共有用（ネットワーク接続）

図書館

事 務 機 器 名	台数	備　考
パソコン	7台	図書館システム用１台・学生用６台
インクジェットプリンター	1台	Ａ４対応、
カラーコピー機	1台	Ａ３対応、

この他に、電話、ＦＡＸ、机、椅子、書庫、文房具など事務処理に必要なものが整備され、消耗品等は、必要に応じて物品購入許可願での購入ができ、事務部署に必要な情報機器、備品等を適切に整備している。

夜間のセキュリティ対策として、警備会社による事務室・教務室の管理を実施し、不審者の侵入を防止している。教職員であっても許可なく時間外の入室は出来ない。
また、平成 31 年度より新たに、光徳禅文化棟のセキュリティ対策を警備会社に依頼し強化している。

防災対策については、本学には防災計画があり、地震等の自然災害の危機に迅速かつ的確に対応するための危機管理体制及び対処方法等を詳細に定めたものである。特に本学には学生寮があり、学生、教職員及び地元伊深町の住民等の安全確保、水等のライフラインの確保(井戸水と自家発電機)、食料等の災害備蓄品、救出作業工具等を定め保管している。
本学のある岐阜県美濃加茂市は東海・東南海地震の発生による被災想定地域であり、岐阜県とは災害協定を結び、グランドは緊急時にヘリポートとなるなど協定が交わされている。このほか、美濃加茂市とも災害協定を結び、伊深小学校、母体である宗教法人正眼寺との連携等について、教職員は本学が実施する防災研修で熟知している。

火災に対しては、消防法に定められた消化器等の定期点検を実施し、避難訓練と消火訓練については消防署指導の下、毎年 5 月と 10 月の 2 回、全学生と教職員参加で実施し、災害時における避難指示や避難場所の確認をしている。
防火及び震災対策のため、火災による人的、物的被害を軽減することを目的として、教職員には防火管理者の講習を受講させ、防火管理についての意識付けを行っている。
救急救命活動に有効とされるＡＥＤ（自動体外式除細動器）を学内に設置し、教職員は使用方法についての講習を受けている。

情報セキュリティ対策や情報機器などのメンテナンスに関しては専門業者に委託し、光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）2 階にあるサーバー室にて一括管理し自動的にバックアップが行なわれるように設定されている。随時ウイルス対策やパソコンに関する情報提供をうけセキュリティ対策を講じている。セキュリティ上、サーバー室は常に施錠されている。「学生個人情報保護規則」等に基づき、それぞれの情報（成績管理、会計管理等）について管理者を定め、外部への持ち出しを禁じるなど厳格に各部署で運用されている。
またネットワークについては、各パソコンをサーバーによる一元管理を行い、セキュリティーソフト等を用いて外部からの侵入を防ぐなど適切に管理されている。

ＳＤ活動については、規程を整備し事務職員の資質、専門能力の向上のために、毎週水曜日の教職員連絡会議、教務委員会、学生委員会等において、ＦＤ・ＳＤを区別することなくＦＳＤとして教職員一体で活動し、討議や意見交換を行い、全学で知識や問題意識の共有をし教育研究活動等の支援を図っている。
また、各専門分野による外部講習会にも積極的に参加し、自己研鑽に努めている。

日常的な業務の見直しや事務処理の点検・評価については、教職員連絡会議でその都度ごとに対応している。勤務時間内での業務処理を目指し、業務に対する責任感とスキルアップのため、業務の簡素化に取り組み、各自で職務管理に努めている。また、各部署がそれぞれの業務内容を精査し、適切な組織構成および人員管理に向けて定期的に分析している。指摘事項を各々にて確認し合い事務局長の下、速やかに改善に努めている。

専任事務職員を教務部・学生部・図書館に配置し、学生の学習成果向上を図るため関係部署や教員と連携している。また、小規模短期大学であり、事務局や他部の職員も学生の状況をよく把握しており、職員と教員との連携がスムーズで、学習成果を向上させること

のできる体制を整えている。

［区分　基準Ⅲ−Ａ−4　労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　教職員の就業に関する諸規程を整備している。

(2)　教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

(3)　教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分　基準Ⅲ−Ａ−4 の現状＞

専任教員及び事務職員の就業に関しては、「学校法人正眼短期大学就業規則」をはじめとして、法律改正や状況の変化に対応するために、常に見直しや諸規程の追加制定及び改定を行い、『学校法人正眼短期大学諸規程集』を定期的に発行し、全教職員に配布し、周知徹底を図っている。また、全教職員がアクセス可能である校内サーバーに規程集を保存しており、理事会等で承認があり次第タイムラグなく誰もが内容を確認できるようにしている。勤怠管理は主にタイムカードを使用し管理しているが、３６協定の合意に基づき厳格に運用を行っている。また、国の働き方改革の方針に沿って、勤務パターンの選択の幅を増やすなど、教育研究に支障が及ばない範囲で教職員の働きやすい体制を整えている。

＜テーマ　基準Ⅲ−Ａ 人的資源の課題＞

専任教員は、授業準備・授業、学生への学習・生活指導、あるいはその他の学務事務遂行のため、まとまった研究・研修時間を確保しにくくなっている。また、検収日に校務など他の業務を当てざるを得ない状況も少なくない。これに反映して過去数年にわたって、専任教員による科学研究費補助金の獲得はない。専任教員の十分な研究活動時間の確保のため、業務のスリム化や職員を増員することにより、研究体制を充実させていくことが課題である。

＜テーマ　基準Ⅲ−Ａ 人的資源の特記事項＞

特になし。

［テーマ　基準Ⅲ－Ｂ　物的資源］

［区分　基準Ⅲ－Ｂ－１　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

(2) 適切な面積の運動場を有している。

(3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

(4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
(5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
(6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
(7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
(8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
(9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、ＡＶ資料数及び座席数等が適切である。
① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
(10) 適切な面積の体育館を有している。

〈区分　基準Ⅲ-Ｂ-１の現状〉

令和２年５月１日現在、本学の校地面積は 144,633.00 ㎡、校舎面積は 3,941.62 ㎡、運動場の面積は 8,463 ㎡で、短期大学設置基準の規定を充足している。

本学は山の南面の傾斜を利用したキャンパス立地であり、佛心棟１階から男子寮３階までの高低差は大きく、バリアフリーの観点からはほど遠く、障がい者の受け入れのための施設の整備は必ずしも充分ではなかったが、平成 27 年 9 月に完成した図書館および平成 28 年３月に落成した光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）にはエレベーター・多目的用トイレ(障がい者用トイレ)、出入り口の階段横には段差のないスロープを設置したことで、新設した建物はスロープ・エレベーターを利用して移動できるようになった。既存の建物の梅熟教室棟、松隠寮、佛心棟はエレベーターがなく、バリアフリー化は不十分であるが、現在の施設環境でも障がい者の受け入れは可能であるといえる。

講義室、演習室、実験・実習室に関して、機器・備品の整備については、禅・人間学科の教育課程編成・実施のカリキュラムを運用するうえで、十分に整備できている。

通信による教育を行う学科は、本学の建学の精神である「行学一体」の理念に適していないため開設されていない。

図書館は 468.64 ㎡、図書館の蔵書数は令和２年３月現在 27,739 冊（うち洋書 116 冊）、学術雑誌 10 数種、視聴覚資料数は 495 点、また座席数は閲覧席、雑誌コーナー、学習席あわせて 22 席、テラス席 14 席である。また、図書館にはインターネット接続のパソコン７台を設置している。本学の収容定員 50 名からすれば十分で、本学の学生、教職員のほか、一般の学外者にも開放している。平成 27 年度には、図書館改修工事後に蔵書管理検索システムの導入を行ったことにより複本の選別が可能となり、複本を閉架図書として整備した。

旧禅堂として利用していた体育館は 354.32 ㎡で適切な面積を有し、授業や課外活動で有用に活用されている。

正眼短期大学平面図

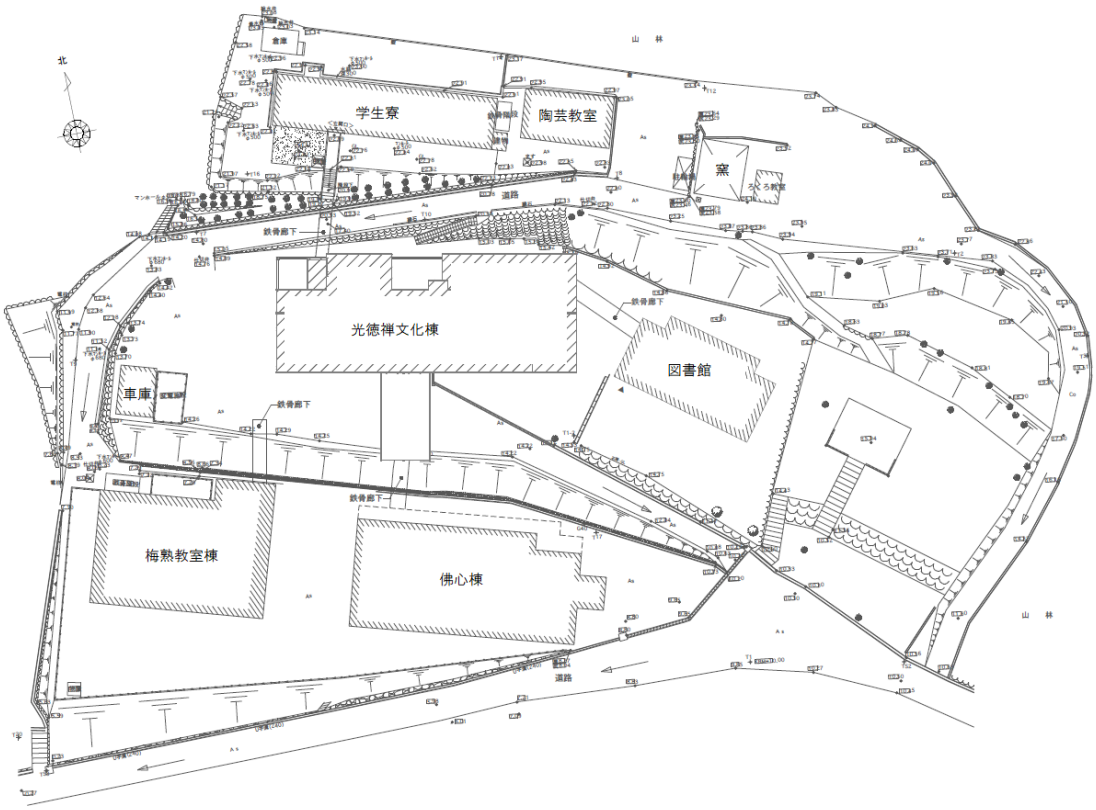

校地の面積（㎡）

	所　在　地	現有面積（㎡）
校舎敷地	岐阜県美濃加茂市伊深町 876-10	7,125
運動場		8,463
その他校地		126,790
寄宿舎敷地		2,255
計		144,633

校舎の面積（㎡）　　**令和２年５月１日現在**

校 舎 名 称	延床面積（㎡）	主　要　用　途
光徳禅文化棟	939.52	禅文化教室、茶道室、禅堂、道場、保健室他
梅熟教室棟	1,324.38	教室、体育館
佛心棟	1,098.85	事務室、会議室、研究室、講堂

逸外記念図書館	468.64	閲覧室、開架書庫、閉架書庫、ラーニングコモンズ
その他校舎	110.23	陶芸教室
計	3,941.62	

基準面積と現有面積（基準面積に算入できる）の比較表（㎡）

学科	収容定員	校舎（㎡）			校地（㎡）		
		基準面積	現有面積	差異	基準面積	現有面積	差異
禅・人間学科	50人	1,600.00	3,941.62	2,341.62	500.00	144,633.00	144,133.00

校地面積は14,4633.00㎡、校舎面積は3,410.87㎡で、いずれも短期大学設置基準を大幅に上回り充足している。

運動場の面積は8,463㎡で、本学の収容定員50名からすれば十分な面積を有し、授業や課外活動で有用に活用されている。

校地等（㎡）

	区分	面積（㎡）	基準面積（㎡）	学生一人当たりの面積（㎡）	備考
校地等	校舎敷地	7,125.00	500	311.76	
	運動場用地	8,463.00			
	小計	15,588.00			
	その他	129,045.00			寄宿舎 山林（自然公園）
	計	144,633.00			

専任教員研究室　６室

校舎の面積は3,941.62㎡で、短期大学設置基準の規定を充足している。

平成27年9月に完成した図書館および平成28年3月に落成した光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）にはエレベーター・障がい者用トイレ（多目的トイレ）、出入り口の階段横には段差のないスロープを設置している。

講義室、演習室、実験・実習室に関しては、禅・人間学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、次表のとおり十分に整備している。また授業の特性上、「作務」「仏教ボランティア」等の授業は、屋外で実施する場合もある。

教室等（室）　　令和２年５月１日現在

講義室	実験実習室	ラーニングコモンズ	パソコンコーナー
4	8	1	1

講義室:201、202、203 と 204、禅文化教室（実習室兼用）、ラーニングコモンズ
実験実習室:茶道教室、陶芸教室、彫仏教室、禅文化教室、誠心道場、茶道大教室（食堂）
精進料理教室、禅堂

授業を行うための機器・備品の整備に関しては、203 講義室には、放送マイク、ビデオ、ＢＤ、ＤＶＤ、プロジェクター、ノートパソコン等を備えている。他の教室では、備付スクリーンがあるので、移動式のプロジェクターとノートパソコンで使用できるようになっている。この他に、貸出用ビデオカメラ、デジタルカメラ等が使用できるようになっている。実験実習室には茶道教室２室、陶芸教室１室、彫仏教室１室、禅文化教室（書道・華道）１室、誠心道場（全面畳の教室　ヨガ・太極拳等）１室、精進料理教室１室があり、それぞれ用途に合わせた機器・備品（茶道教室では電気炉、陶芸教室では電気ろくろ・電気窯、彫仏教室では専用作業台等）を備えている。この他に陶芸作品用の薪による穴窯も整備している。また、図書館には、学生用パソコン７台、プリンター１台を設置している。

図書館施設の規模　逸外記念図書館（２階建て）　昭和 55 年 11 月 27 日竣工、平成 27 年９月改修

図書館	延床面積（㎡）	閲覧席数（席）	収容可能冊数（冊）
	468.64	22	30,000

図書館施設の規模と図書館組織について

図 書 館（逸外記念館　H27年10月耐震改修竣工）

（１Ｆ）

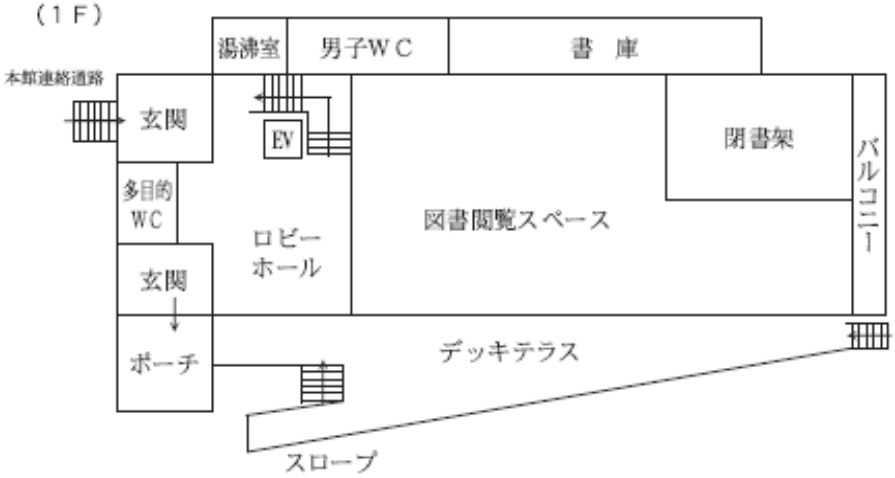

（２Ｆ）

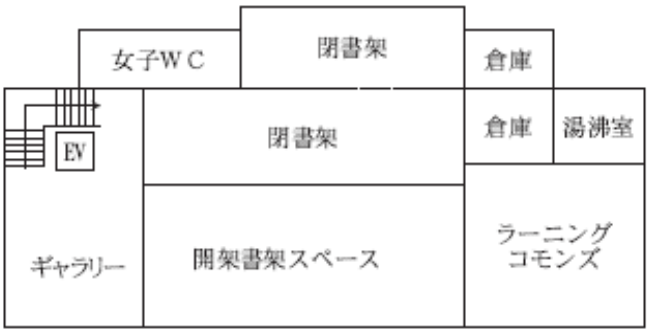

［区分　基準Ⅲ−Ｂ−２　施設設備の維持管理を適切に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)固定資産管理規定、消耗品及び貯蔵品管理規定等を、財務諸規定に含め整備している。

(2) 諸規定に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。

(3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

(4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

(5) コンピューターシステムのセキュリティ対策を行っている。

(6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

〈区分　基準Ⅲ−Ｂ−２の現状〉

固定資産管理、消耗品及び貯蔵品管理については、「学校法人正眼短期大学 経理規程」

「固定資産及び物品管理規程」を整備し学内の管理をしている。また平成 24 年度より固定資産管理システムのソフトを導入し、固定資産を管理している。施設設備で不具合があれば修繕依頼書で申請し、業者に依頼している。物品の維持管理は、短大事務局で管理している。

火災・地震対策では、「正眼短期大学防災計画」を定め、地震対策で耐震診断を実施し、男子寮は耐震補強工事を実施した。また図書館は平成 27 年 9 月に耐震改修工事を完了し、光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）新築工事は平成 28 年 3 月に完成し、地震対策を実施している。また災害時には、防災井戸と自家発電装置で飲料水を確保し、地域の避難所として活用する。

防犯対策には特別な規程が整備されていないが、事務局のある佛心棟及び食堂のある光徳禅文化棟では、警備会社（セコム）による監視システムにより防犯・火災等の安全を確保している。点検・訓練では、各専門業者による定期点検・整備を実施し、防災庫の非常用品は事務部で点検・整備を実施している。毎年 2 回全教職員と全学生参加による防火・防災・避難訓練で、消火器等の操作方法の確認と避難場所への誘導等を実施している。教職員はＡＥＤの講習を実施し、緊急時に対応できるよう対策をしている。

また本学では、「学生相談に関する危機管理マニュアル」を整備し、学生の心身に関すること、ＤＶ、ストーカー、自殺、犯罪等に対応できるよう、教職員研修を実施している。

コンピューターシステムのセキュリティ対策に関しては、「学生個人情報保護規則」で利用制限・閲覧・持ち出し等の規制を設けている。セキュリティ対策ソフト及び学内の各パソコン、事務局を始めとする各部署のデータ管理をサーバーにて一括管理を実施し、データ漏洩対策に努めている。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮は、冷暖房の温度設定（冷房 28℃、暖房 20℃）等節電に努めている。教職員にはＦＳＤを通じて協力を依頼しており、学生には学内における掲示にて周知し、省エネ意識の向上を目指している。この他に、デマンド監視装置（契約以上の電気使用量に達したときにブザーが鳴る装置）を導入し、電気使用量の抑制を目指している。

〈テーマ　基準Ⅲ−Ｂ　物的資源の課題〉

本学は山の南面の傾斜を利用したキャンパスとなっているので平地が少なく、佛心棟 1 階から男子寮 3 階までの高低差は大きく、車椅子での移動などは、バリアフリーの観点から見れば、障がい者及び高齢者に対する対応としては遅れている。平成 27 年 9 月に図書館の耐震改修工事が完成し、平成 28 年 3 月光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）が完成し一連の工事が終了した。それらの建物には、障がい者用トイレ（多目的トイレ）、出入り口の階段横に段差のないスロープを設置し、エレベーターも完備したが、学内全体のバリアフリー化が課題である。

〈テーマ　基準Ⅲ−Ｂ　物質資源の特記事項〉

特になし

［テーマ　基準Ⅲ－Ｃ　技術的資源をはじめとするその他の教育資源］

［区分　基準Ⅲ－Ｃ－１　短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。］

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1)学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

(2)学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

(3)技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

(4)学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

(5)教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピューター整備を行っている。

(6)学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内ＬＡＮを整備している。

(7)教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

(8)学区・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピューター教室、マルチメディア教室、ＣＡＬＬ教室等の特別教室を整備している。

〈区分　基準Ⅲ-Ｃ-１の現状〉

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、必要な教室、演習室、実習室を整備している。梅熟棟 203・204 教室と図書館 2 階のラーニングコモンズには 150 インチのスクリーンとプロジェクターが設備してある。その他に移動式プロジェクター１台があるために卒業論文発表や演習教室にて使用できるよう設備してある。

また、図書館 1 階・2 階にパソコン 7 台とプリンター1 台を設備してあるので学生が自由に卒論作成等の利用を可能としている。授業に於いてはプロジェクター専用のパソコンを活用し各教員が利用出来るように設備してある。

本学の建学の精神である「行学一体」の行として食道（じきどう）にて粥座（しゅくざ）・斎座（さいざ）・薬石（やくせき）を随飯として提供できるよう設備している。僧堂に近い作法を習得出来るようになった。

本学は臨済宗妙心寺派の正眼寺を母体とするため、特殊なカリキュラムを行う特別教室を整備している。食事の作法を学ぶ食堂（じきどう）、坐禅をする禅堂、精進料理法を学ぶ調理室、裏千家監修の茶道室「関庵」、禅の作法を学ぶ礼法室、ヨガ・太極拳を学ぶ誠心道場、陶芸用穴窯の特別教室がある。

学内パソコンの一括管理として光徳禅文化棟のサーバー室に設置されているサーバーに於いてウイルス対策のセキュリティを強化してある。光回線が開設され、さらなる強化対策として新規ウイルスセキュリティ機器の導入を行った。光回線の導入に伴い接続状況が改善され、ネット渋滞が緩和された。

学内管理者不在の場合にも対応できるよう外部に委託し、計画的に維持管理を行い適切な状態を保持している。

成績管理に於いては平成 28 年度に導入をした教務システムにて管理を行ない、学生支援に努めている。

また、外部への個人情報流出を防ぐために、教務等の事務システムは学内ネットワークに接続せず、独自のＬＡＮを構築している。学内ＬＡＮに関しては、学生が使用するパソコンはすべてネットワークに接続され、また学内の無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）も整備し、個人のノートパソコンやタブレット端末の使用などの利便性を図り整備されている。学生に対する情報技術の向上に関するトレーニングは実施していないが、高齢学生の増加により初心者向けの指導などは教職員にて行なっている。その為に教職員は日々の操作による学習や知識のある教職員による指導などで、個々の能力向上を目指し技術や知識の拡充を図っている。教職員にて対応が困難な場合は外部委託先に連絡し対応を行なっている。

〈テーマ　基準Ⅲ-Ｃ　技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題〉

学生の高齢化による苦手意識に対する端末操作の指導などが課題である。禅の教育という特殊なカリキュラムに対し、授業に於いてパソコン等の利用が難しく、ＩＴ化に対応できる人材育成教育が課題である。

〈テーマ　基準Ⅲ-Ｃ　技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項〉

平成 26 年に導入した教育資源の更新時期を検討する必要がある。

［テーマ　基準Ⅲ-Ｄ 財的資源］

〈区分　基準Ⅲ-Ｄ-１　財的資源を適切に管理している。〉

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

（１）計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

①資金収支及び事業活動収支は、過去３年間にわたり均衡している。

②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。

③貸借対照表の状況が健全に推移している。

④短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。

⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。

⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。

⑦資産運用規定を整備するなど、資産運用が適切である。

⑧教育研究経費は経常収入の 20%程度を越えている。

⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。

⑩公認会計士の監査意見への対応は適切である。

⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適切である。

⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。

⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

（２）財的資源を毎年度適切に管理している。

①学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。

③年度予算を適正に執行している。

④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。

⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

⑥月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

［注意］

基準Ⅲ-Ｄ-１について

（Ａ）日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」のＢ1～Ｄ3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。

（Ｂ）文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

〈区分　基準Ⅲ-Ｄ-1 の現状〉

平成 31 年度における日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標に基づく経営状態の区分はＢ0 となっている。

平成 29 年度から平成 31 年度の 3 年間の本学の資金収支は平成 30 年度、平成 31 年度と収入超過となっているが、平成 29 年度のみ支出超過となっている。寄付金収入が 15 百万円と減少し、特別なセミナーを行ったために支出超過に繋がったが、平成 30 年度は建学の精神フィールドワークも終わり、通常のセミナー開催による経費削減となり収入超過となっている。平成 31 年度については、寄付金収入の増加、セミナー受講者数増による公開講座収入の増加、学納金関係収入は減少しているが、人数に見合った支出により経費削減に繋がり、収入超過となっている。

事業活動収支に関しては、基本金組入前当年度収支差額が、平成 29 年度△37,010 千円、平成 30 年度△35,721 千円、平成 31 年度△28,716 千円と 3 年連続支出超過となっている。入学者減少による学生生徒納付金が減少したことや、寄付金収入、補助金収入の増減等、また、多額の減価償却額を計上していることも影響している。しかし、年々支出超過額が減少し改善している。

貸借対照表の状況については、表Ｉの通り、純資産構成比率、流動比率は高い水準となっている。積立率については 100%にはほど遠い値となっているので改善の必要がある。

表Ⅰ　貸借対照表比率

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
純資産構成比率	86.8%	86.1%	86.4%
流動比率	849.5%	663.0%	608.6%
積立率	30.1%	26.7%	25.2%

短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係については、安定した学校運営を行うなどして、十分把握している。

短期大学の存続を可能とする財政は経常収支差額が残念ながら、平成 29 年度～平成 31 年度と 3 年間マイナスになっている。財政は厳しい状況となっているが、本学の強みである寄付金募集の強化に努め、定員の確保を行えば十分に存続は可能である。

退職給与引当金については、期末要支給額の 100%を基に私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額繰入れ調整額を加減した額を毎年度計上している。

資産運用規定に関しては整備されており、信用取引、賃借取引及び先物取引も行っていない。但し、本学第 3 代 谷耕月学長が設立した「アボットタニ・ファウンデーション」からの寄付金が現在十六銀行ドル建預金としてある。これは資産運用を目的としたものではないが、ドルから円への換金時期に関しては、理事会の付託を受けて理事長・専務理事・監事・事務局長の 6 人が、為替レートの情勢を判断して日本円に換金する。

教育研究経費は表Ⅱの通り経常収入の 68.4%と 20%を超えているが、平成 31 年度は経常収入の中の学生数減少による学納金収入、補助金収入の減少により高い比率となった。

表Ⅱ　教育研究経費比率　　**（単位：千円）**

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
教育研究経費	61,237	53,712	51,371
経常収入	86,806	84,799	75,050
比率	70.5%	63.3%	68.4%

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての配分は 27 年、28 年と大規模な施設設備を行ったことから、平成 31 年度は 732 千円と少額となった。図書費は新刊の専門書が少ないために 235 千円と少額になっているが、学生や教職員の要望を聞き配慮している。本学の状況からすれば適切な資金配分である。

公認会計士の監査意見に対しては毎月の監査業務の都度、事務局長と意見交換を行い適切に対応している。

寄付金の募集は毎年7月から臨済宗の宗門寺院及び、校友会などに対し「教育研究に要する経常的経費支援」として幅広く募集を行っている。本学では学校債の発行は行っていない。

入学定員充足率、収容定員充足率は表Ⅲの通り少子高齢化に伴い、18才人口の減少により入学者数の減少が続き、入学定員充足率は50%を下回り、大変厳しい状況下にある。収容定員充足率は 100%には満たないが、長期履修学生の在籍により入学定員充足率に対し減少率は少ない。

表Ⅲ

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
収容定員	50人	50人	50人
入学者数	20	10	11
入学定員充足率	80%	40%	44%
在籍者数	42人	40人	39人
収容定員充足率	84%	80%	78%

収容定員充足率に相応した財務体質は健全に維持出来ているといえる。経費削減に努めているが、学生数の減少による経常収入の減少が影響しているため、人件費比率が56.3%となっている。管理経費比率では12.9%と経費削減に努め、現状では収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。しかし、これ以上の削減は行えず定員充足に向けて引き続き学生募集を強化し、寄付金収入等の外部資金収入の確保に努め、教職員一丸となって取り組む所存である。

中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算は大学評議会・教授会の意向を集約し、3月の評議員会・理事会にて承認され決定している。

決定した事業計画と予算は小規模短大の特性を生かし、誰もが共有をしている。

年度予算の執行にあたっては、毎月ごとに資金収支累計表にて会計担当者が確認し、事務局長より理事長に報告する体制をとっている。

日常的な出納業務は、正眼短期大学　経理規定により円滑に実施している。資産及び資金の管理と運用に関しては、固定資産及び物品管理規定により固定資産台帳、現預金出納帳などにて適正に管理している。

月次試算表は、毎月末終了後に会計担当者が速やかに作成し、事務局長より理事長に報告している。

［区分　基準Ⅲ−Ｄ−２　日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 短期大学の将来像が明確になっている。

(2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

(3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。

①学生募集対策と学納金計画が明確である。

②人事計画が適切である。

③施設設備の将来像が明確である。

④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。

(4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。

(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

〈区分　基準Ⅲ−Ｄ−２の現状〉

本学の将来像に関しては、少子化による短大を取り巻く厳しい状況の中で、本学の特色有る教育方針を掲げ多種多様な学生への、充実した学生生活の提供、教職員一丸となったサポート体制、社会的責任を果たす経営体制への転換（ガバナンス、情報公開、戦略的経営計画、内部統制、危機管理等）、少子高齢化により 18 歳人口の減少が否めないので、毎年の課題である、シニア世代の学生募集を強化し、100％の定員充足率を図らなければならないことが明確になっている。

本学の強みとしては、少人数制の特質を生かし教職員と学生がより身近に接することができ、情報共有が可能となり問題解決が速やかに行える。弱みとしては仏教、特に臨済禅を標榜する唯一の短期大学で、「行学一体」を掲げ、行（実践）と学（学問）の両輪による教育が特色であるが、その宗門や寺院色が強いために、一般人に対して敷居が高く門戸が開かれていないといった誤解で入学が敬遠されていることがあるので、本校の特色を幅広く周知し、より強固たる学生募集活動を行い、定員充足率 100％を目指す。

学納金計画に関しては、長期履修学生（3.4.5 年間）による学納金収入が、定員充足率 100％でも減少傾向にある。経済困窮者に対しては、奨学金制度を充実させ、負担を軽減することにより、事情ある学生も教育を受けられるようにしている。

そのためにも、外部資金の獲得が必要である。毎年 2 千万円を目標に掲げ、宗門・校友会等、広く寄付金募集を行なっている。

人事計画に関しては、必要最低限の教職員の配置をしており、定員 50 人に見合った適切な人員と判断できる。

施設設備の将来計画は、平成 28 年の工事終了後の大きな施設設備は行わないが、修繕工事は随時行う予定である。

外部資金の獲得計画に関しては、寄付金事業が財政に大きく影響するため、今後も計画的に寄付金募集を行っていく。

遊休資産の処分等の計画については、処分するほどの遊休資産がないので検討に値しな

い。
　短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理に関しては、禅・人間学科の１学科のみの単科短大で、基準Ⅲ―Ｄ―１で述べた通り定員充足率80％台で推移し減少傾向にあるので、100％に近づける必要がある。
　またそれに見合う経費（人件費・施設設備費）に関しては下記の表の通りで、経常収入に占める人件費比率は56.3％となり 50％をこえているが、高い水準とはいえない。必要経費全体に占める人件費割合は20.3％と低くなっている。
施設設備費の割合は0.4％と低い水準となっているが、平成31年度は修繕工事もなくコンピューター入替による設備費の支出のみとなった。今後、随時入替が必要となる。

経費（人件費、施設設備費）の％に関して　　（単位：千円）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
資金収支計	640,241	358,642	229,051	209,649	207,901
人件費	58,643	44,238	47,591	48,618	42,280
全体に占める％	9.1％	12.3％	20.8％	23.2％	20.3％
施設設備費	455,044	61,916	1,157	3,196	732
全体に占める％	71％	17.3％	0.5％	1.5％	0.4％

　学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有に関しては、令和１年６月１日現在、理事８人中３人、評議員 19 人中２人が本学教職員より選任され、本学の経営情報を理解している。また経営情報等は教職員連絡会議においても事務局長より３ヶ月ごとに報告されており、この他にホームページでも財務情報および事業報告書を記載している。ゆえに、常に危機意識を持ち、各自が経費削減に努めるなどして業務に当たっているので、十分共有できている。

〈テーマ　基準Ⅲ-Ｄ　財的資源の課題〉
　少子高齢化が進み 18 歳人口の減少による学生確保が課題となるが、本学は社会人学生の割合が多いため、幅広い学生層に対する募集活動を行っていく必要がある。ＩＴ化が進む中、限られた予算の中でどのように募集対策を進めていくかが課題となる。
　また、本学の特色である「行学一体」の教育理念を幅広く周知するための広報活動に学内一丸となって取組む必要がある。
　現下の短期大学経営をめぐる厳しい社会事情等により、長期的に寄付金獲得の体制作りが必要となり、少子化に伴い正規学生数・寮生の減少、長期履修学生（社会人・シニア）の増加による学生生徒納付金等の経常収入低下を防ぐために、全教職員一丸となり取り組む学生募集対策を強化し、定員充足率 100％を目指し、財政の健全化を図ることが課題で

ある。

〈テーマ　基準Ⅲ−Ｄ　財的資源の特記事項〉

平成 27 年度よりの課題である第３号基本金を早急に積み立てる必要がある。

〈基準Ⅲ　教育資源と財的資源の改善状況・改善計画〉

特になし。

【基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス】
［テーマ　基準Ⅳ－Ａ　理事長のリーダーシップ］
［区分　基準Ⅳ－Ａ－１　理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。］

［区分　基準Ⅳ-Ａ-1　理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

③ 理事長は、毎会計年度終了後２月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2)　理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。

③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3)　理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。

③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分　基準Ⅳ-Ａ-1 の現状＞

理事長山川宗玄は、平成５年に法人母体である宗教法人正眼寺副住職に就任、平成６年 12 月に宗教法人正眼寺代表役員（住職）に就任、同じく平成６年 12 月に本学副理事長兼学長に就任、平成 23 年３月に理事長に就任し現在に至る。理事長は、建学の精神及び教育理念を信念としており、学長として年２回の入学式（春入学・秋入学）の式辞、及び三仏忌（釈尊降誕会、成道会、涅槃会）の講話において、教職員及び学生に対して建学の精神である「行学一体」の理解と周知を図っている。また教職員には、毎週行われている教職員連絡会議、月２回の教授会において、常に本学の設立経緯を含めて説明を行っている。この他に、入学式・学位授与式で校歌斉唱を行うことで認識させているので、理事長は建学の精神および教育理念・目的を理解し、本学の発展に寄与できる者である。理事長は、理事の互選（『寄附行為』第５条第２項）により本学学長が掌り、法人を代表し、その業務を総理している。また『寄附行為』では理事長が理事のうち１人を副理事長として推薦し、理事会の議決により選任でき、副理事長は理事長を補佐し、この法人の業務を分掌することができるが、現理事長が就任後は副理事長を置いていない。理事長は学校運営上のあら

ゆる問題点や経営上の課題の解決策について、的確な指示を教職員に与えると同時に、決算および事業の実績報告（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）については、監事の監査報告書と共に毎年５月の評議員会に報告し、意見を求めている。従って、理事長は学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮していると言える。

本学の理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事長は、『寄附行為』第６条の規定に基づいて理事会を開催し、議長を務めている。理事会は、短期大学の発展のために、社会が求めるニーズを先取りするなど学内外の必要な情報を収集している。理事会が学校教育法、短期大学設置基準、私立学校法等の法律に則り、短期大学の運営に関する法的な責任があることを理事長は十分認識し、また法改正に対しても、教授会と連携し速やかな対応を図っている。本学では私立学校法の定めるところに従い、事務室において『寄附行為』第 35 条に規定する財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および監査報告書等の閲覧が可能で、また本学ホームページ（http://www.shogen.ac.jp/publics/index/84/）でも情報公開している。本学では学校法人運営及び短期大学運営に必要な学則、業務分掌規程、経理規程、固定資産及び物品管理規程、文書保存規程、公印取扱規程、学生個人情報保護規則、教員任免規則、教授会規程、各種委員会規程等を整備し、定期的に発行する『学校法人正眼短期大学規則・規程集』に掲載している。故に理事会は、学校法人の意思決定機関として適切に運営されてている。

『寄附行為』第５条と第 12 条において理事は、⑴正眼短期大学の学長　⑵評議員のうちから評議員の互選によって定められた者　２～４人　⑶この法人に関係ある学職経験者で、前２号に規定する理事の過半数以上をもって選任された者　２～５人で、合計５～10 人となっており、令和元年５月１日現在８人（うち非常勤の学外者６人）、監事は『寄附行為』第５条と第 13 条において、理事、職員又は評議員以外の者２人（非常勤の学外者２人）である。

理事・監事名簿　　**令和元年５月１日現在**

理事	⑴	山川　宗玄	本学理事長、学長、教授 臨済宗妙心寺派正眼寺住職
	⑵	今村　敬子	本学専務理事、副学長、教授
		谷内田　孝	谷内田デザインスタジオ前代表
	⑶	大松　利幸	岐阜プラスチック工業㈱代表取締役社長
		高木　一夫	㈱玉越取締役会長
		丹羽　喜人	ニワ歯科クリニック院長
		長谷　和治	長谷虎紡績㈱代表取締役社長

		鈴木　重喜	（学）正眼短期大学教授
監事		石原　強兵	元貝印㈱勤務 本学卒業生
		前野　昭道	臨済宗妙心寺派吉祥寺住職 本学卒業生

※理事８人の内、教育系３人、企業経営者系５人、
理事と監事 10 人の内、僧侶系２人（監事１人）

本学の理事・監事の多くは、この法人に関係ある学識経験者（本学創立時の理事の２世、あるいは母体である臨済宗妙心寺派正眼寺の信者）であるので建学の精神を理解している。

この理事８人の内、３人が現職または元教育に携わっている者、５人が現職または元企業経営者、監事を含めた 10 人の内２人が臨済宗妙心寺派の僧籍を持つ者で、教育的にも宗教的にも人事的にもバランスに配慮し、この法人の健全な経営について学識及び見識を有している。

理事は、私立学校法第 38 条（役員の選任）の規定に基づき選任され、また学校教育法第９条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、『寄附行為』第 16 条に準用して定められているので、理事は法令に基づき適切に構成されている。

＜テーマ　基準Ⅳ-Ａ 理事長のリーダーシップの課題＞

各年度の『自己点検・評価報告書』の作成が毎翌年度終了時に完成せず、公開が遅れていることが問題であり、教授会は第三者評価に対して主体的に取り組んでいるが、学校の規模に合わせた教職員の数が極めて少数であるため、各種委員会等兼務する数が多くなり、本来の日常業務以外に割ける時間が限られている事による。

＜テーマ　基準Ⅳ-Ａ 理事長のリーダーシップの特記事項＞

特になし。

［テーマ　基準Ⅳ-Ｂ 学長のリーダーシップ］

［区分　基準Ⅳ－Ｂ－１　学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力し

ている。

④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。

⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

① 教授会を審議機関として適切に運営している。

② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

⑤ 教授会の議事録を整備している。

⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分　基準Ⅳ-Ｂ-1 の現状＞

学長山川宗玄は、平成６年 12 月より法人母体である宗教法人正眼寺代表役員（住職）兼修行道場指導者（師家）兼本学副理事長兼学長に就任し、平成 23 年３月より理事長を兼務しているので、人格が高潔で学識に優れ、かつ、大学運営に関し見識を有すると認められる者である。

理事長のリーダーシップでも述べた通り、学長は「行学一体」という建学の精神を具体的に教育の目的・目標ならびに学生の学習成果に繋がるように、その相互関係を明らかにしつつ、学生の学習成果を獲得するために三つの方針である「学位授与の方針」（ＤＰ）「教育課程編成・実施の方針」（ＣＰ）「入学者受け入れの方針」（ＡＰ）を明確にし、点検することによって学習成果における質の保証のために日々改善するなどして、建学の精神に基づいた教育研究の実践を推進しており、短期大学としての教育の向上及び充実に向けて日々努力している。

学長は、本学の学則第 50 条で定めた学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）に規定に基づき、(1)性行不良で改善の見込みがないと認められる者、(2)学力劣等で成業の見込みがないと認められる者、(3)正当な理由がなく出席が常であい者、(4)本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者に対して、教授会の意見を聴いて懲戒する。学長は、本学の機構(1)事務部、(2)総務部、(3)学生部、(4)教務部、(5)図書館、(6)ボランティアセンターを指導し、所属職員を統督している。

学長は学長選考規程に基づき、理事会の議において選任される。本学において学長候補者は、「学長選考規程」第３条において「学長候補者は、人格が高潔で学識にすぐれ、大学教育の経験を有し、かつ、大学の運営に識見を有する者でなければならない。学長候補者は、本学の内外から選考することができるが、本学の建学精神をよく理解し、本学設立の趣旨を貫徹する人物でなければならない。したがって、本学成立の趣意に徹し、学長候補

者は正眼寺住職にある者を第一義とし、もしくはその者が理事長に推薦する者とする。」とあり、多くは正眼寺住職である者を選任してきた。また理事会との連携をとりながら教学運営の職務遂行に努めているので、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

教授会は「教授会規程」第４条に基づいて毎月２回、水曜日午後に定例開催している。但し、教授会は学内事情により月１回の場合や、臨時教授会を含めて３回になる場合もある。学長が議長となり、教授会構成員の協力を得て、『学則』や「教授会規程」に定められた審議事項等、本学の教育研究活動全般についての諸々の事項の決定を教授会に諮り議決を得ているので、審議機関として適切に運営している。そこでは、学生個々の学習状況なども話し合われ、学習成果の状況を把握し、より確かな学生の学習成果に繋げられるよう努めている。これは、本学が定員名という極めて少人数であるため、はじめて可能となることである。

教授会では書記１人を置き、学長が委嘱する。書記は、議事録の作成その他の教授会の業務を担当する。議事録は、議長及び議長の指名する者２人が署名押印し、常にこれを事務所に備えて整備している。

教授会は、三つの方針である「卒業認定・学位授与の方針」（ＤＰ）、「教育課程編成・実施の方針」（ＣＰ）、「入学者受け入れの方針」（ＡＰ）を基とし、その結果が学生の「学習成果」の獲得となり、「建学の精神」の具現化に繋がると認識している。

教授会の下に各種委員会（教務委員会〈ＦＤ委員会〉、学生委員会、自己点検・評価委員会等）を設置し、設置規程等に基づいて各種委員会を運営し審議している。その審議を経て教授会で最終的に審議決定されているので、各種委員会は適切に運営されている。

故に学長は、教授会を『学則』等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

＜テーマ　基準Ⅳ-Ｂ 学長のリーダーシップの課題＞

該当なし。

＜テーマ　基準Ⅳ-Ｂ 学長のリーダーシップの特記事項＞

特になし。

［テーマ　基準Ⅳ-Ｃ　ガバナンス］

［区分　基準Ⅳ－Ｃ－１　監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。

(2)　監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。

(3)　監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該

会計年度終了後２月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分　基準Ⅳ-Ｃ-1 の現状＞

監事は、『寄附行為』第 13 条において、この法人の理事、職員（この法人の設置する学校の教員その他の教員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任し、その２人が監事の任に当たっている。同規定により、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査するとともに、学校法人の業務及び財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。監事は、文部科学省が主催する監事研修会に毎年出席し、監事としての監査業務能力の向上に努めている。また、法人運営・教育活動・財務状況について、専務理事及び事務担当者より説明を受け、公認会計士立ち合いの下に決算監査を実施し、会計年度ごとに監査報告書を作成し、当該会計年度終了後２ヵ月以内に理事会及び評議員会に提出している。さらに、理事会及び評議員会開催時には必ず出席し、学校法人の業務及び財産の状況について把握するとともに、適宜意見を述べており、その責務を十分果たしている。

［区分　基準Ⅳ－Ｃ－２　評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　評議員会は、理事の定数の２倍を超える数の評議員をもって、組織している。

(2)　評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分　基準Ⅳ-Ｃ-2 の現状＞

評議員会は、『寄附行為』第 23 条において評議員は、⑴正眼短期大学の学長　⑵この法人の職員のうちから理事会において選任された者　２～４人　⑶この法人の設置する学校を卒業したもので、年齢 25 歳以上のもののうちから理事会において選任された者　２～４人　⑷理事（但し、第９条第１項第２号に規定する者は除く。）のうちから理事の互選によって選任された者　２～５人　⑸この法人の設置する学校の在学者に係る学生護持会の会長、及び学生護持会において選任された者　２人　⑹この法人に関係のある功労者及び学識経験者のうちから理事会において選任された者　２～５人で、合計 11～21 人となっており、令和元年５月１日現在 19 人（うち非常勤の学外者 12 人）である。現理事８人の２倍を上回る人数が選任されている。

評議員会は、毎年定例で３月と５月に開催するが、理事長が必要と認めたとき又は評議員総数の３分の１以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集ができる。理事長は、理事会で審議する前に、諮問事項について評議員会の意見を聞くことになっており、評議員会の了承後に理事会を開催している。平成 30 年度は年３回開催し、私立学校法第 42 条、『寄附行為』第 20 条、第 21 条及び第 22 条の規定により、議決事項、諮問事項及び意見具申等を行っている。評議員会の運営は、『寄附行為』第 18 条及び第 19 条に基づき行われている。

［区分　基準Ⅳ－Ｃ－３　ガバナンスが適切に機能している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。

(2)　私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

＜区分　基準Ⅳ-Ｃ-3 の現状＞

本学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画を、教授会、各種委員会、教職員連絡会議の意見を集約し、短大事務局において前年１月までに策定している。その後、事業計画に沿った予算を関係部門の意向を集約して策定し、前年３月の理事会及び評議員会において事業計画と予算を決定している。特に、大規模な設備計画など、財務に多大な影響のある事業計画については、毎週行われる教職員連絡会議においても関係部門の意見を聞き、事業計画の把握と検証に繋げており、予算編成の際に適切に意見を反映させている。

決定した事業計画と予算は、教授会、各種委員会、教職員連絡会議などにおいて、関係部門に通知し適切に執行している。

日常的な出納業務は、予算管理と執行について短大事務局の事務局長及び事務長が一括処理を行っている。本学の経常的業務に係る予算執行についても同様で、事務局長に対し出金依頼書、購入依頼書で申請し、必要とする見積書を収集し、理事長の承認決裁を経て発注、支払いについても理事長の最終決裁となる。ただし軽微な予算執行については事後報告も許される。故に、出納業務は円滑に実施され、適正に執行している。

計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を、公認会計士の指導の下、学校法人会計基準に基づき適正に表示している。

公認会計士は会計処理の監査を毎月実施し、指摘された事項に対しては適切に対応している。

資産及び資金（有価証券を含む）の管理は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。また資産及び資金の運用は、資産運用規程に基づき、銀行の定期預金のみで、安全かつ適正に管理している。但し平成20 年より毎年米ドルによる寄付金（本学第３代学長谷耕月が設立したアメリカにあるアボットタニファンデーションより日本円で約 5,000 千円）があり、現在十六銀行ドル建預金がある。これは資産運用を目的としたものではないが、この預金のドルから円への換金時期に関しては、理事会の付託を受けた理事長・専務理事・監事・事務局長の５人が連絡を取り合い、為替情勢を判断して、適切な時期に日本円に換金している。

寄付金の募集は、厳しい財務状況下にあるので、毎年卒業生などへの積極的な寄付金の募集をおこなっている。寄付金募集の目的は、留学生や僧侶を目指す学生に対する奨学金を目的とし、寄付金額は任意で定めていないが、毎年合計約 20,000 千円の寄付金があり、適正に実施している。なお学校債は発行していない。

月次試算表は、経理担当者が学校法人向け学校会計システムによるコンピュータ管理のもと毎月作成し、事務局長を経て理事長に報告している。

教育情報及び財務情報の公開については、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、書類（「収支予算書」「事業報告書」「決算概要」「収支計算書」「賃借対照表」「独立監査法人の監査報告書」「監事の監査報告書」「財産目録」）として本学事務局に備付ており、

学生や保護者等から請求があった場合は閲覧を可能としている。また本学のホームページの教育情報の公開で、広く閲覧を可能としている。

＜テーマ　基準Ⅳ-Ｃ ガバナンスの課題＞

監事は『寄附行為』の規定に基づいて、適切に監事業務を行っているので問題はないが、監査業務の多様化を鑑み、公認会計士及び内部監査組織との連携の必要性があると考えられ、非定例ではあるが会計士との意見交換の場を設けているが、非常勤であるため、定例開催が行われにくいのが課題となっている。

理事長山川宗玄は平成 23 年 3 月に就任し、理事長兼学長として理事長のリーダーシップの下に理事会を運営しているが、非常勤の学外者理事は８人中５人である。非常勤の学外者理事が多い点や、卒業生がいない点について、理事の構成バランスを検討する必要がある。また社会情勢の変化が激しくなる状況下で、中・長期計画に基づいた事業計画を作成していくことや、経営判断は一層難しくなると予想されるので、理事間また理事と教職員間との一層の意思疎通を図っていく必要がある。

＜テーマ　基準Ⅳ-Ｃ ガバナンスの特記事項＞

本学は学生の収容定員 50 人で、教員組織や事務組織も小さいため非常勤講師を含めた教職員数が少なく、学生から教職員まで含めると 70 人以下である。この規模であることは、学長から他の教職員に至るまで全員の顔が見え、本学にとって何よりも代えがたいメリットである。学生一人一人に対する教科の理解度や進捗度、さらに健康等についての問題に対して、全教職員が情報を共有・把握でき、その対応に当たることができる。特に理事長兼学長は、自ら授業科目を担当し、教育の現場を掌握し、学生の状況や本学の経営状況、教職員から上がってくる問題点を的確に捉えることができ、リーダーシップを発揮しやすい。全学生と全教職員の顔が見える短期大学は、本学の特色である。